



文科系総合研究棟2号館東側外観(予想図)

# 會報

東北大学法学部同窓会

第 41 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内

東北大学法学部内

Tel・Fax 022-795-6181

発行日 平成26年7月18日

印刷所  
株廣濟堂



川内だより

会長 渡辺達徳

今年度も、引き続き同窓会長を務めさせていただきますことになりました。

昨年度は、同窓会の各支部等の総会・懇親会に出席させていただき、ご出席の皆さまと親しくお話をする貴重な機会を得ることができました。昨年度のご高配に心より御礼申し上げますとともに、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災から満三年が経過いたしました。今年三月に学窓を巣立った法学部卒業生たちのほとんどは、一年生としての学生生活が終わりに近づいた二〇一一年(平成二三)年三月一日に、この大震災を経験したことになります。この学生たちが卒業したことを思うと、時の流れの早さを感じるとともに、被災地の復旧・復興に向けた歩みが遅々として進まない現実には、やりきれない思いが募ります。私たちは、この大震災の後に国内外からいただいたご支援への感謝の気持ちを胸に抱きつつ、これからも被災地の復旧・復興に力を尽くす所存であり、また、学生たちも、積極的に被災地支援のためのボランティア活動に取り組んでおります。

法学研究科・法学部の教員スタッフの異動近況につきご報告いたします。

まず、平成二五年一月一日に蘆立順(美准教授(知的財産法))が、また、平成二六年一月一日に阿南友亮准教授(中国政治)が、それぞれ教授に昇任されました。ご退職は、平成二五年七月二十八日に山口正行准教授(公正取引委員会へ)、同年七月三十一日に西田主税教授(環境省/日本環境安全事業株式会社へ)、平成二六年三月三十一日に遠藤伸子教授(検察庁へ復帰)の先生方でした。

一方、平成二五年七月一日には尾野嘉邦准教授(政治学・現代政治分析)が国際大学国際関係学研究所准教授から、同年八月一日には奥村豪教授(競争法・競争政策)が公正取引委員会から、小森繁教授(環境法・環境政策)が環境省/日本環境安全事業株式会社から、平成二六年四月一日には矢部良二教授(刑事法)が検察庁から、及び、得津晶准教授(商法)が北海道大学大学院法学研究科准教授から、それぞれ本学の研究教育活動を担われるスタッフとして着任されております。

助手・助教の動きにつきましては、平成二六年三月三十一日に小野昇平助教（東北女子大学へ）、櫻井博子助教（本学法学研究科特任フェローへ）及び薛軼群助教が、それぞれ退職され、新たな舞台で研鑽に励んでおります。一方、同年四月一日には、木村元助教（国際法）（本学大学院法学研究科博士後期課程から）及び品川仁美助教（商法）（本学大学院法学研究科博士後期課程から）が、それぞれ採用されました。

名誉教授関係のご報告を申し上げます。おめでたいお知らせとして、藤田宙靖名誉教授（行政法）・元最高裁判所判事が、平成二五年一月二二日に開催された日本学士院第一〇七四回総会において、新たに日本学士院会員に選ばれました。詳細は、稲葉肇教授によるご紹介に譲りますが、藤田名誉教授を加えて、現在、本学法学部からは、小田滋名誉教授、樋口陽一名誉教授及び小山貞夫名誉教授の四名の先生が、日本学士院会員に名を連ねることとなりました。

一方、残念なことに、名誉教授の訃報を二件お知らせしなければなりません。山本草二名誉教授（国際法）が平成二五年九月一九日に、また、広中俊雄名誉教授（民法）が平成二六年二月二四日に、それぞれ他界されました。学問・教育への厳しさと、学生への愛情を兼ね備えた両先生の授業を、懐かしく思い出す同窓会員の方も多いと思います。山本先生のご逝去に寄せては藤田宙靖名誉教授から、また、広中先生のご逝去に寄せては水野紀子教授から、本号に追悼の辞を頂戴することができましたので、ご高覧を乞う次第です。

次に、法学部・法学研究科における研究教育活動についてご報告いたします。今年二月に実施した一

般入試前期（定員一四〇名）及びAOⅢ期（定員二〇名）の志願者数は、いずれも前年度を下回りました。法学部出身者の代表的な進路である公務員の人気が弱りが見えており、また、法科大学院ひいては法曹志望者の減少という全国的な傾向がもたらした影響が、本学法学部の志願者数にも現れたものと考えられます。来年に向けて、法学部の魅力を積極的に発信していく所存です。

研究大学院では、後に触れる法科大学院制度及び時代に即応した優れた法曹を養成する制度が当初の期待どおりに機能していないことに照らし、大学院博士後期課程に設置している「後継者養成コース」を改革いたしました。具体的には、このコースに在籍する学生の資質及び進路に対応するかたちで、このコースを「実務家型」と「研究者型」に二分し、特に、「実務家型」については、弁護士登録を行った者を学生として受け入れた上で、研究者教員と実務家教員各一名の複數教員による研究指導態勢を探り、「上級エクスターンシップ」及び「法政実務カンファレンス」といった新たな授業科目並びに分野横断的なオムニバス演習科目を設置して、真に理論と実務を架橋し得る研究者・教員たる後継者として養成することを目指しております。

また、本研究科は、公共政策大学院及び法科大学院という二つの専門職大学院を擁しております。

公共政策大学院は、国内外で新たな政策課題が續々と生じる現代社会において、政策の企画立案について専門的知見を備えた人材を育てることを目的としております。東日本大震災の後、被災地の復旧・復興に向けた公共部門の役割の重要性はますます高まっており、具体的な政策立案作業に取り組み体験修得型科目である「公共政策ワークショップ」では、

震災復興をも視点に据えた主題が積極的に取り上げられております。

一方、平成一六年に全国に設置された法科大学院は、その後一〇年を経て大きな転換期を迎えました。司法試験合格率が当初の制度設計どおりに推移せず、また、法曹資格を得た後も就職が困難であると喧伝される影響もあり、平成一六年に四〇、八一〇人だった全国の法科大学院受験者数は、平成二五年には一、二、三八九人にまで減少いたしました（文部科学省公表資料による）。東北大学大学院法学研究科では、先に示した後継者養成コースの教育を充実させ、今後も研究者・大学教員を責任持って育成する体制を整えるために、平成二六年四月入学者より、法科大学院の一学年入学定員を、従来の八〇名から五〇名に改めました。この定員改定は、時代に即した質の高い法科大学院教育を行うことと合わせて、右に触れた大学院の「後継者養成コース」を通じて、実務法曹が継続的に高度な専門的教育を受けられる仕組みを整えることを意図した一体的な改革です。このような法学分野における理論と実務との架橋を追求し、新たな知の結実を発信する紀要として「東北ローレビュー」を創刊いたしました。

最後に、川内南キャンパスにおける新棟建設工事についてご報告いたします。昨年の会報でもご一報いたしました。法一・法二講義室及び経一・経二講義室が入っていた講義棟は、「文科系総合研究棟二号館」として全面的に建て替えられることとなり、本格的な工事が開始されました。この新棟は二層構造であり、二階部分には定員三二〇人程度の大講義室と定員二五〇人程度の中講義室がそれぞれ二室設けられるほか、一階部分には、文科系四学部が共用する国際交流関係スペース、学生のコモン・スぺー

ス等が確保される予定です。教室内には車イス対応席を設ける等、バリアフリーにも配慮し、また、最新の設備が整えられて、学生の勉強環境は格段に向上することが期待されます。完成の予定は平成二十七年三月であり、その間の法学部の専門教育科目は、法三、経三教室のほか、一部は川内北キャンパスで行う等、やや変則的な態勢を余儀なくされておりますが、しばらくの辛抱というところです。

なお、この新棟建設と併せて、川内南キャンパスの玄関口ともいえる南東側スペース（大橋を渡り脇槽を経て植物園へ道が分岐するロータリー付近）の整備も行われる予定です。

同窓会会員の皆さまにおかれましては、毎年一〇月（今年は一一日（土））に開催されるホームカミングデーの際に、また、折に触れての来仙を機に、ぜひキャンパスへお立ち寄りいただき、学生及び教職員との交流を深めていただければ幸いです。より一層のご支援およびご指導を賜りますようお願いするとともに、皆さまの一層のご活躍を心より祈念申し上げます。



## ● ● ● 法学部と女子学生 ● ● ●

昨年は東北帝大理科に初めて女子学生が入学して百年という年でした。法学課程への女子入学に関しては、法文学部が設置された1922（T11）年から女子高等師範学校卒業生や女子専門学校卒業生等（適当ノ学力アリト認トメタル者）への門戸が開放され（法文学部規定第6条）、1923年4月には2名の女子本科生（文科）が誕生していますが、法科に最初の女子学生が入学したのは1929（S4）年4月の有賀美智子さんです。今年でちょうど85年になります。当時の東北帝大では女子学生への門戸が開放されていたとはいえ、第一次入学者は高等学校卒業生のみを受け入れ、募集人員に不足が生ずると専門学校卒業生にも応募資格を広げ、専門学校は四年課程、高等学校は三年課程であるにもかかわらず、二次募集での入学試験は、高等学校卒を除き、高等学校卒業試験みに十数科目の試験が行われた、と有賀さんは「会報第15号」で回顧しています。

幾人の女子学生が居たか明確には覚えていないが八人位だったと思う、弁当を持参しても食べる場所がなく、湯呑場の便宜もなかった、大学は特に女子のための施設をもうけていなかったため何かと不便を感じた、とのことですのでまだまだ肩身の狭い思いをされたようです。そこで、有賀さんが、'あなたは法律を勉強しているのだから'と女子学生のための部屋を用意していただくようにとの学部長への陳情代表を押し付けられ、結果的に、法文学部事務室のある木造家屋の一階、教官室の隣に十畳位の女子学生室が誕生し、1945年7月の仙台空襲での建物消失までその機能を果たしました。この女子学生の交流の場が「芝蘭会」の始まりです。因みに会名の命名者は当時の法文学部長中村善太郎先生（史学第一講座担当）です。当時の法科教室の様子も会報第15号に記されています。

法律関係の講義に出る女子学生は250名位の学生中一人で、男子学生の殆どは高等学校単位にグループを作っていて、知っている男子学生がおらず講義ノートを借用することも出来ないで講義も休めず、講義について話す相手もいないので本を漁るしかなく大変だった、しかし一年後、その又次と一名ずつ女子学生が法律を勉強するために入学して、教授方にも学生達にも珍しさが薄れていったように感ずる、と。さらに、「灶曜」終刊号で“入学して一番先に驚いたのは、黒一色の学生ばかりが教室を埋めていたこと、その人達が愉快そうに教室で煙草をのんで談笑していたこと、私の好んで座った階段教室の上から三段目のベンチは、大概私のために自然リザーブされた形で空席になっていたこと、話しかける勇気のあるものは相互になく、私は自然とレギュラー・アテンダンスで、ノートにはブランクがなかった”とも回顧しています。

このような環境は多かれ少なかれ昭和40年代まで続きました。同窓会名簿でも、昭和26・27・28年それぞれ1名、29年4名、30年3名など毎年せいぜい数名程度で推移しています。28卒の松嶋さんや30卒の小山さんに何うと、当時は文学部や農学部など他学部から転入されるケースが多かったとのこと。40年代終わりから十数名、60年代に二、三十名、平成に入って四、五十名を女性が占めるようになった現在では考えられない環境が長く続いたこととなります。

# 藤田宙靖東北大学名誉教授、

## 日本学士院会員に選定

昨(2013)年12月12日、

日本学士院の総会において藤田宙靖本学名誉教授(元最高裁判所判事)が、日本学士院会員に選定されました。日本学士院(以下、「同院」ともいう)は、「学術上功績顕著な科学者を優

遇するための機関」として文部科学省に設置され、「学術の発展に寄与するため必要な事業を行うことを目的」とする(日本学士院法1条)もので、明治12(1879)年に福沢諭吉を初代会長として創設された「東京学士会院」にまで遡る130年余の歴史を持ち、学術的な業績をもとに選定された会員(定員150名)により組織されています。会員は非常勤の国家公務員(特別職)であり、任期は終身、一定額の年金が支給されます。会員は、第1部(人文科学部門)に属する第1分科(文学・史学・哲学)、第2分科(法律学・政治学)、第3分科(経済学・商学)、第2部(自然科学部門)

に属する第4分科(理学)、第5分科(工学)、第6分科(農学)、第7分科(医学・薬学・歯学)のうちのいずれかの分科に所属し、各分科ごとに欠員補充の選考選定が行われます(毎年1回)。藤田名誉教授は、第2分科(定員24名)の会員として選定されたのですが、同分科の現役会員としては、小田滋(国際法・樋口陽一(憲法学)・小山貞夫(西洋法制史)の各名誉教授に次ぐ本学法学部(大学院法学研究科)教員経験者ということとなります。第2分科の全メンバーからなる「分科委員会」、第1部に属する全会員による「部委員会」という2段階の「会員選考委員会」における厳しい審査を経て、総会で選定されたものです。

この選定に当たり認められた藤田新会員の「主要な学術上の業績」について、同院は次のように述べています(同院ウェブサイトにによる)。「藤田宙靖氏は、日独行政法学で構築されてきた『法律による行政の原理』・『近代法治国家の原理』を『ものさし』(理念型)として、独自性・一貫性を保ちつつ新たな法現象にも柔軟に対応できる行政法総論(作用法・救済法)の体系を樹立し、わが国公法学の発展に多大の寄与をしました。藤田氏が提示した、『行政主体と私人の二元的思考』・『行政の内部関係と外部関係』の図式および行政活動の『3段階構造モデル』は、近・現代における日本行政法の構造の重要な分析視角となつています。

同氏は、行政作用法とは異なる行政組織法なるものの固有性を解明することに努力を傾注し、行政組織法論の深化、体系化に大きな貢献をしました。同氏の業績はさらに、行政法各論の分野にも及んでいます。とりわけ土地法の分野では、ドイツ法との比較を基礎として日本法の特徴をめぐりに描き出しています。」

このように、戦後のポスト田中(二郎博士)世代を代表する行政法学者として、常に学界の先頭に立ち、「藤田行政法学」の樹立・展開を通じて、日本行政法学ひいては公法学の充実・発展に多大な寄与をなしたほか、行政組織法・土地法などの法分野においても顕著な業績をあげたことが、高く評価されたものと言えましょう。

**平成25年度 卒年別 会費納入会員数**

卒年	昭16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
会員数	1	2	1	11	1	5	7	11	2	2	3	9	13	20	28	26	33	32	26	41	58	47	31	31	49	20
卒年	昭41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3
会員数	27	21	40	25	23	34	25	28	22	27	21	25	14	31	21	25	15	19	12	11	17	12	9	13	14	18
卒年	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	院卒	新院生	新学生	合計
会員数	11	7	13	6	4	6	5	13	5	6	6	5	9	4	5	3	4	3	5	4	9	5	24	25	117	1360

1. 今年も、35年卒が最高でした。
2. 平成の方のご協力をよろしくお願いいたします。

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象



## 廣中俊雄先生を 悼む

法学研究科教授 水野 紀子

今年(2014年)の2月24日、廣中俊雄名誉教授が、逝去された。廣中先生は、1926年10月23日のお生まれであるから、いつかはこの日が来ることを覚悟していたとはいえ、突然の訃報に動揺と哀惜を禁じ得なかった。

東北大学法学部は、かつて、幾代通先生、鈴木祿弥先生、そして廣中俊雄先生の「三先生」を擁する民法講座の存在によって、全国にその威容を誇っていた。三人の先生方は、そろって民法学界を代表する超一流学者であられたが、同時にそれぞれの際立つ個性が相まって、いつも東北大学の民法講座の魅力が輝かしく増していた。

今年(2014年)の2月24日の様子は次のように描写されるものであった。報告者が話し終えると、まず廣中先生が、報告者を真っ向唐竹割りにされる。次いで、鈴木先生が、忍者のようにあちらと思えばこちらと、防く間もなく四方から手裏剣を投げてこられる。報告者が、真っ向唐竹割りで斬られて体中手裏剣だらけで倒れていると、幾代通先生が「大丈夫かい」と優しく駆け寄って、とどめを刺される、というのである。私は残念ながらその時代を知らないが、それでもそれぞれの先生方の学風からたやすくその様子が想像できる。優れたバランス感覚ももち、学説を内在的に深く理解するがゆえにその限界もすべて透徹して見抜いてしまわれる幾代通先生、縦横無尽な思考力ももち、無限に解釈学的論点を思いつかれる鈴木先生、そして通常の民

法学の域をはるかに超えた視野と哲学者ともいふべき深遠な思索力をもった思想家による、体系的な鋭い分析がなされるのが、廣中先生の民法学であった。廣中先生の業績については、ここで許された字数では、列挙するだけでも書き切れない量であり、多岐にわたるその内容を簡単に紹介することも難しい。廣中先生のご専門として民法学と法社会学が挙げられるように、公安警察に関する研究をはじめ農地法、借地借家法、裁判等に関する研究は、狭義の民法学を超えた本格的な法社会学の業績であり、もとより民法学の領域でも、契約法を中心に全般をカバーしておられた。廣中先生の契約法研究は、社会の現実への関心は常に伴ってはいないものの、その時点のはやりのテーマに関する表層的な解釈論ではなく、無償契約と有償契約の原理的分析にみられるように根源的な考察を伴うものであったから、いつまでも色あせない。そしておそらく廣中先生がもっとも大切に思っておられたであろう業績、「民法綱要」は、一行が考え抜かれた記述からなる、先生の体系的な思考が凝縮

した珠玉の作品である。

私が東北大学に赴任したのは、もう廣中先生が退官されたあとであったため、学内の研究会で一緒にすることはかなわなかったが、2010年まで20年間、廣中先生を囲んで民法理論研究会という研究会が行われており、私もその研究会に出席して廣中先生の議論を肉声で聞く機会を得た。廣中先生を囲むその研究会は、水谷英夫弁護士らが幹事を務められ、廣中先生を慕う教え子たちや民法学者たちが参加していた。研究会では「民法綱要」が絶えず参照され、廣中先生はとりわけ「民法綱要」への批判的なコメントを嬉しうに喜んで聞いておられたように思う。もちろん、直ちに真っ向唐竹割りに反論されるのではあつたけれども、廣中先生の議論は、とても深く、深淵をのぞき込むような気がした。同時に、体調が不調なときもその研究会におつきあいくださつたように、根底には廣中先生の優しい人間性と包容力が流れていた。

を愛し愛された優しい幸福な家庭人であられたことがうかがえて、悲しい別れのときではあつたが救われる思いがした。

1923年生まれの幾代先生は、1981年に60代の若さで逝つてしまわれた。その当時、まだ20代であつた私は、80代の松坂佐一先生が「幾代君が夭折してしまつた」と嘆かれるのを聞き、夭折という言葉遣いに驚いたものであつたが、今は松坂先生の思いに共感する。幾代先生と同一年の鈴木先生は、私が東北大学に赴任してからも「頭のさび落とし」と自称されて民法研究会においてくださったことが交誼いただいたが、2006年に亡くなられた。そして最後に、とうとう廣中先生もあちら側に渡られた。幾代先生はもちろん、鈴木先生も廣中先生も、亡くなる直前まで研究者として現役でいらしたから、民法学界にとつての喪失感は、計り知れない。三先生という輝く巨星がこれですべて民法学の天空から去つてしまわれた。限らない喪失感と悲哀とともに、一つの時代が終つてしまつたとつくづく感じている。



追想  
山本草二先生  
東北大学名誉教授 藤田 宙靖

いかに。

豪胆にして細心、殆どやぐざかと思えば一転、真に洗練されたジェントルマン。私にとつての山本先生は、常にこうした意味での「サムライ」であり、その限りに於いて、私の全く対極に居られる方であった。先生はしばしば、「藤田さんみたいなエリートとは違って、俺は全くの雑草だから」というセリフを吐かれたが、これは勿論、同じ東大法学部の研究室を出ながら、助手を終わって直ちに東北大学に赴任した(苦勞知らずの)私などとは違って、研究室を出た後に、熊本大学、成蹊大学等を歴任され、その度毎に大変苦労されたと言われる先生の経歴を物語る上での話である。ここでは「藤田」になぞらえて、或いは(そしておそらく)、前任の小田滋先生との違いもまた、含意されていたであろう。

当時の東北大学法学部は小講座制であつて、国際法講座では、教授一人、助教教授一人を採用できたのであるが、小田先生は、若き身で一人、講座を任せ、長きにわたつて自由に研究生活を送つて来られた御自身の経験に鑑み、この自由こそが自分を学者として大きく育てたとの実感を深く抱いておられたから、今後の国際法講座の在り方もまた、そうあるべきではないか、と考へておられた。しかし他方で、自分の後を直ちに駆け出しの学者に任せることにもまた、一抹の不安を抱いておられたのである。考慮の末に、先生が最終的に採られた結論は、東大の助手を終えたばかりの若い研究者を、自分の将来における後継者として採用し、他方、そのいわば「お護り役」として、「当代の第一人者」を同時に招聘する、という折衷案であつた。こうして、同一講座の専門を同じくする教授と助教とを同時に採用するという、それまでの東北大では考へられなかつた人事が行われることになつたのである。

推移すれば、万事めでたしとなるが、しかし、多くの難しい問題も抱えている。例えば、若き研究者として見れば、自分は本当には信頼されておらず「お目付け役」の制約の下でやらなければならぬのかという不満が残る。他方「シニア」の方には、「自分は所詮《本命》のお護り役に過ぎず、自らが自らの後継者を選ぶことすらできない」という複雑な思いが残ることになる。不幸にして、東北大学の場合、この賭けは裏目に出て、若き研究者は、小田・山本という両巨頭のプレッシャーの下に、一年を経ずして自らを見失ひ、法学部に様々のトラブルを残した末に、結局は東北大学を辞めざるを得ないこととなつた。就任早々こういった事態に巻き込まれた山本先生の心中にもまた、察するに余りあるものがあるが、先生は、最初から最後に至るまで愚痴一つこぼすでもなく、冷静に事態の解決に当られた。その折の思いを伺つたのは、遙か後になつてからのことである。先生の御苦勞多き人生は、東北大学に來られてからも変わることはなかつた。

小田先生の謂われる「当代の

平成26年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,609名
② 学生会員	826名
③ 特別会員	30名
④ 不明会員	5,488名
⑤ 逝去会員	2,923名
計	17,876名

# 講演要録



## 「新しい門出に向けて」

東北大学名誉教授 外尾 健一

本稿は、平成25年4月5日、法学部新入生に対して行われたオリエンテーションにおける講演の要録です。

ご紹介いただきました外尾です。前の研究科長の水野先生から、このお話を頂戴した時に、フランスの民法学者、サバチエの『民法のメタモルフォーズ』という本の序の、退職して久しい老教授の話を思い出しました。懐かしくて大学に出かけたら、掲示板の「民法」という字が目に入り、「民法」の講義はすっかり変わっているのだろうかという思いから、民法がどのようになら変わったかという一冊の本を仕上げたというのですが、私も大学で、元氣な学生の皆さんにお話しできるのは、定年の最終講義以来で、またよい機会になると思います、お引受けした次第です。

さて、私の講座担当が「社会法」でしたから、「社会法」とはどんなものかを知るための手引きになるようなお話ができればと思います、できるだけわかりやすくしようと思つて、レジュメを用意して参りました。これに沿つて進めたいと思います。

ところで、話に入る前に、皆さんがどれだけの予備知識をお持ちかちょっと聞いてみたいと思います。法学部ですから、六法全書はご存じでしょうか、では六法とはどんな法律をいうのでしょうか、わかる人は手を挙げてください。あるいはどうぞいます。それでは、レジュメ

に「公法」と「私法」と書かれてありますが、その違いをご存知の方は？さつきはバラっと、今度はお一人ですね。安心いたしました。沢山手が挙がつたから、お話すの必要がないわけですから、皆さんは教師にとつて理想的な学生であるということ

です。

○東北大学法学部  
レジュメの一番に「東北大学法学部」と載せました。非常に歴史の古い学校で、さすがに名門校のひとつといわれるだけあると思ひますが、大正十二年四月に、第一回の入学生八〇名を迎えました。ここで私が第一に強調したいのは、昔は高等学校を出ないと大学には入れなかつたのに対して、東北大学は専門学校卒業業者や、さらには女子学生に門戸を開いたことです。

もう一つ私が感心することは、教官の人事は広く全国を見渡して、各分野の第一人者を招く方針でなされたことです。レジュメに載せた中学中退の国語学者山田孝雄や東京専門学校（後の早稲田大学）出身で日本思想史学者の村岡典嗣など博士号を持たない人材の招聘は快挙といつていいでしょう。

講座数は、昭和十五年に学生定員一五〇名で十一講座、昭和二十四年に新制大学となつて十六講座になりました。私が東

北大学に参りましたのは、昭和三十一年ですが、十六講座でした。その後、十八、二十三講座と増えました。

「社会法講座」は、大正十四年八月に設置され、行政法の鈴木義男教授が兼任。この方は、戦後社会党から国会議員となつて法務大臣を歴任されました。橋本文雄教授（昭五〇昭九死亡）は、「社会法の研究」という立派な本を残されましたが早逝されました。石崎政一郎教授（昭九）を経て私が担当しました。石崎先生は、大学卒業後フランスへ留学されりヨン大学で博士号をとられました。

私のあとは、岩村先生、水町先生と続いて、現在は高先生や桑村先生といった新進気鋭の先生方が担当しております。

○社会法とは何か  
レジュメに書きましたが、一ツ橋大学の孫田秀春先生が「社会法とは「公法と私法」といっておられる麒麟児である」といっておられます。公法・私法が出たので、先ほどの私の質問の答えを言つておきましょう。

「六法」とは、憲法・刑法・民法・商法・刑事訴訟法・民事訴訟法をいいます。「公法」とは、憲法・刑法・刑事訴訟法・国際公法をいい、「私法」とは憲法・民法・民事訴訟法・商法・国際私法をいいます。

それでは、「社会法」はどのような生活保障のために、疾病・怪我何かのときの保障の問題に対して、誰がどの

中世の生産組織として、ギルドがありました。親方と職人で構成されています。徒弟は一定年限を経ると職人になり、全国を渡り歩いて腕を磨き、親方になる試験に合格すると親方として認められます。しかし、親方が増えるとギルドが維持できなくなるので、試験を難しくしたり、親方の息子でないと合格できないようにするなどの弊害がみられるようになりました。

そこで、職人は職人組合をつくり、親方と対抗するようになったのです。これが労働組合の始まりだといわれています。一方近代では、産業革命の中で、ギルドとはまったく異質の生産組織が形成されました。産業資本主義というのが生まれ、新しい労働者がつくられることになりました。

ように責任をとるかという社会  
保障法が制定されるようになり  
ました。

また、労働者の団体は、粗悪  
な品を高く売りつけられること  
に抵抗し生活を守るために、生  
活協同組合を設立し、消費者保  
護法を労働運動の中から制定さ  
せてきました。生活協同組合は  
今年百周年にあたり、今日、全  
国的な広がりをを見せておりま  
す。

そして労働運動と社会運動は  
さらに、零細企業、個人事業主  
を保護しようという運動に発展  
して、保護のための経済法(独  
占禁止法や下請法)をも制定さ  
せております。

このように社会法は公法・私  
法の両方に跨る実に広い分野を  
ふくんでいます。

○労働法

その中で、「労働法」とはど  
ういうものかをお話します。

「労働法の対象となる労働」  
とは、産業革命による近代社会  
の形成期以降に発生した「労働  
問題」を指します。ですから、「労働  
法」を定義しますと、「労働  
問題から生起する法現象を規律  
する法規範の総体」ということ  
になります。労働法といいまし  
ても、アプローチの仕方によつ  
て、法社会学・法制史学・比較  
法学・解釈法学等いろいろな  
分野がありますが、通常「労働

法」という場合には、現在のわ  
が国における労働問題に関する  
法的なルール、すなわち労働社  
会における人々の行為規範や具  
体的な紛争が生じた時に国の裁  
判機構を通じて解決するときの  
裁判規範(実定法)を指してお  
ります。

労働法は、民法債権法の「雇用」  
から分かれて出来たもので、契  
約法の原理の上に構築されて  
います。そのために様々な労働  
保護法が生まれてきております  
が、法律を作ってもなかなか守  
られない。そこで法律を作ると  
同時に労働監督制度がこの国  
でも作られてまいりました。そ  
こから労働行政法、場合によ  
っては労働刑法といった分野が  
分かれていきました。

さらに、労働者を対象とする  
企業の福祉だとか疾病、労災、  
失業、老後の生活保障の中から  
分離独立したものの中に、社会  
保障法があります。労働法は労  
働者を対象としておりますが、  
当然国民という一面を持つてい  
ますので、広く国民を対象とす  
る社会保障法というものは、労  
働者の生活利益保護のための闘  
争を原動力として生まれてきた  
と言つていいでしょう。

次に、労働法の対象とする「労働  
問題」とほぼ同じ問題を対象  
とする学問が、沢山あります。  
例えば、経済学や経営学の分野

では、労働経済学、労働経営学、  
社会政策や労務管理などがあり  
ますし、社会学では労働社会学、  
心理学では労働心理学、公共政  
策の部門での労働政策とか労働  
立法学、労災事故や労働者の心  
身の健康管理にかかわる労働医  
学、看護学等、隣接領域が実に  
幅広くあります。

「労働法」とか「社会法」の  
勉強をするには、これらの学問  
抜きでは考えられないという  
ことであります。

○経済成長と日本の経営・  
日本の労使関係

戦後わずかな間で、小さな島  
国の日本がなぜ高度成長を遂げ  
たのかについては、外国で盛ん  
に研究されました。例えば、米  
国の人類学者ジェームズ・アベ  
グレンの著書やイギリスの「エ  
コノミスト」の「日本を見直せ」  
という特集、フランスのジャー  
ナリストのローベル・ギランの  
「第三の大国日本」など、多く  
の識者によって成長の根拠が探  
られました。

私は、日本の経営とは、日本  
的労使関係を含めて、次のよう  
に考えます。  
一つは、武家社会の倫理である  
「二君にまみえず」忠義を誓つ  
がそのまま企業忠誠心として労  
使関係に持ち込まれたこと。  
第二に、民間の大資本である三  
井・三菱・住友の財閥が近代技

術の譲渡を受けて、商才を發揮  
したこと。(労働力として東北・  
四国・南九州の小作階級を安く  
使ったことも見逃せない。)  
第三に貧困にあえぐ農村の次  
三男や嫁入り前の娘が低廉かつ  
豊富な労働力となったこと。こ  
の三つが混在して、日本の経営  
日本的労使関係が形成されたの  
です。

戦後、一九四五年十二月に労働  
組合法制定、四六年十一月三日  
に新憲法が公布、九月には労働  
関係調整法、四七年四月には労  
働基準法が制定されます。もし  
て「日本の経営・日本の労使関  
係」は、次のように再編されま  
す。

①職員・工員の区別が撤廃さ  
れて社員・従業員とよばれ、人  
事課・労務課が「人事・労務課」  
に統一された。  
②労働組合は、従業員組合と  
して企業単位に結成され、多く  
の場合、インテリ職員層が幹部  
となり、大企業では大きな争議  
が行われるようになった。

③戦前からの伝統的な日本的  
労使関係は、ほぼそのまま戦後  
も引き継がれ、高度成長期に世  
界的に注目されるようになって  
きた。ただ、全官公労働組合のゼ  
ネスト計画がマッカーサー元帥  
によって中止に追い込まれた  
り、レッドパージの嵐が吹き荒  
れたことによって、組合の分裂、

第二組合の結成が行われ、戦闘  
的な組合から協調的な組合への  
変身がみられた。これによつ  
て、日本の経営・日本の労使関  
係の特質がより鮮明になったと  
いえる。

④日本の経営・日本の雇用慣  
行の補完的要素として、非正規  
従業員の存在を無視できない。  
企業は、仕事の繁忙・景気変動  
に対する安全弁として、非正規  
の労働者を配している。臨時  
工・季節工・期間工・パート・  
アルバイト・派遣労働者などが  
これである。正規の社員であつ  
ても、女子労働者は準社員とさ  
れ、賃金等について差別的取り  
扱いがなされていた。

○経済変動と「日本の経営・  
日本の労使関係」の変化、  
その崩壊  
やがて日本は高度成長期を迎  
えます。かいつまんでこの時期  
の特徴をまとめてみますと、  
①ME・IT革命によって、  
産業構造が大きく変わり、かつ  
ての製造業中心から第三次産  
業、サービス産業・情報産業へ  
の比重が移り、企業のグローバ  
ル化が進んだ。  
②これとともに労働の態様が  
変化し、働き方・労働時間の長  
さと質の変化、労働態様の変  
化が見られる。  
③システム・エンジニアが働  
く職場で体調を崩す人が続出し



(アメリカでは、デスマーチ、死の行進とよぶ)、過労死、過労自殺が問題となっている。

このような状況の中で、「日本の経営」が危機にあることは、みなさんご承知のとおりです。これも項目別にまとめておくことにします。

### ①日本の経営の危機

企業という器がもろくなると、「不満より先に自分の身を守る」ことが先になり、有能な社員は、自ら転職していなくなる。普通の社員は「自分が取り組む労働の社会的意味」と「見返りとしての報酬」のバランスを考えて転職が出来なくなる。労働組合は弱くなり、日本型労使関係は崩壊する。

企業も、人件費の削減やリストラなどで利益を出そうとしたりして、企業の社会的責任を忘れて経営がみられるようになる。

②工業化・都市化による地域・家族の崩壊、都市集中と過疎化、転勤族の増加、故郷を持たない層の増加で、さまざまな問題を提起している。老人福祉施設・看護介護制度の問題、ホームレス、子育て困難、医療介護の高額化、社会保障財政の赤字、などである。

○現状対応の基本的な考え方  
今日の課題について、大まかにご理解いただいたとおもいますが、私の考え方を申し上げ

げておきたいと思えます。

現在の諸政策は、「経済成長がなければ、富の形成・貯蓄はできない」という考えを基本としておりませんが、「経済成長があれば、なんでも解決できる」というのは神話であります。資本主義経済というものは、成長し続けないと行き詰まる性質をもっているもので、これに対しては、新技術の導入で効率化を狙うか、労働コストを下げる動きが出てまいります。新しい産業が労働力を吸収できなければ、失業者や低賃金者が増え、消費が落ちて市場が縮小し、逆に資本主義の発展を阻害します。しかし、市場の拡大が格差

を生むようになった今日では、これまでの論理は通用しません。その地域にふさわしい持続可能な労働の場をつくることを考えるべきだと思います。仕事がなくなくなった分野から仕事が生まれている分野へ、どのように労働力を移動させるかという経済学の労働移動の問題と今日の政策における規制緩和という問題は、異次元の問題であります。「必要性や合理性が厳しく問われないで解雇できる」という規制緩和路線の総仕上げであってはなりません。解雇が容易になると、日本が誇る「労働力の質の高さ」、安定的な日本の雇用慣行が崩れ

て、企業間の移行性は高まるかもしれませんが、結果として失業者が増加し、また愛社精神が薄れ、定着性のない労働者が多くなり、全体として労働条件が低下し、国際競争力も失われて行くでしょう。日本の雇用関係のひとつである年功序列賃金や安定雇用があったからこそ優秀な若者は、生産性以下の賃金にも甘んじて働いたのです。労働

移動が自由になり景気変動にあわせて労働力を自由に調整できることになると、能力のある若者ほど移動する結果になるでしょう。現在行われているような「退職勧奨」や「社内失業」はなくなるかもしれませんが、全体としてみれば日本の労働力の質の低下が危惧されます。

しかし、今の日本は、終戦直後から見れば、夢のような豊かさにあふれています。

ストックは十分あるし、交通網は整備され、新幹線も走っている。上下水道は完備し、栓をひねれば温水も出る。生活様式、文化の成熟度からすれば、「足るを知る」という日本固有の文化を大事にすべきではないでしょうか。私たちの向う道は、真の文化国家の建設であり、科学技術の推進によって、資源的に有限の世界(地球)で、人類が「つつましく」「こころ豊かに」暮らせる方法の探究に向

かうべきだと考えます。

### ○新しい門出にあたって

時間が残り少なくなっています。今日はこれを言いたくて参りましたので、レジュメに沿って皆さんの門出に贈る私のおもいをお伝えしようと思います。

#### 1 人格の形成

「人は生物学的には人類であるが、社会的には人間である。人間とは、人の間と書く。」

(和辻哲郎「人間学としての倫理学」)。人間性(ヒューマニズム)は、体験の中で身につけるものである。意思の強い人間に自分を鍛えてほしい。大学生活の中で、「自立した一人の人間」として力強く生きて行くための力」と知性を身につけることを期待する。

#### 2 人生の修行

私の人生において、私が敬服し、「あのようになりたい」と思った人は1割くらい。「見習いたい」と思った人は、2割くらい。「ああはなりたくない」と思った人は7割くらいである。しかし今振り返ってみると、反面教師が私の成長にとって一番役に立ったように思う。反面教師は、歴史を学ぶときに役に立つ。私にとっては、つい最近のこのように思えた太平洋戦争についても、当時は噂とか推測、ないしは流言飛語とされていた情報

が、今日では明らかにされ、

公の資料もかなり公開されている。これらの歴史的な資料をもとにその原因とか、意味を探索すべきである。多くの教訓や「生き方」、展望を身につけることができるはずである。

図書館は無限の宝庫である。パソコンでも情報は入手できるが、大切なのは、興味をもって自分で積極的に歴史を学ぶことである。「なぜ、なぜ」という

子どもの好奇心、「学ぶ力」は、人類が本能的にもっている生き残るための力である。大学は、与えられたものを学ぶところではない。高度の好奇心を養い、学ぶ力を身につける場所である。

#### 3 学生生活

これからの4年間は、のんびりと過し、本を読んだり、友達とつきあったりして、学生生活を楽しみ、それでいて成績は1割以内に常にいる程度でいるのが望ましい。講義を真剣勝負で聴く。受け身でない勉強の仕方を自分なりに研究すること。(方法論の重要性)一を聞いて十を知る。閃きの養成に心がけること。

以上の3点です。終わります。

連載  
先生の研究紹介

## 中国近代政治史研究の

### 論点と醍醐味

法学研究科教授

阿南友亮



中国がGDPで日本を抜き、世界第二位の経済大国になったということが最近さかんに取り沙汰されている。一方、中国研究の世界では、中国のGDPの実態はまだ究明されておらず、実際の数値は中国の国家統計局ですら把握できていないとみられている。

中国という国をどう捉えるかは、中国共産党の自己申告をどこまで信じるかによって左右される。中国政治の専門家が、その自己申告を鵜呑みにして論文を書いたら、当然ながら学界で厳しい批判にさらされることになる。共産党が自己の権威確立のために構築してきた虚構の裏側に潜む実態を発掘することこそが中国政治研究に携わる人間の使命であると広く考えられているからである。

では、どうやって虚構の裏側に

収集の段階で、難攻不落の要塞を攻略するような気概、根気、戦術が求められることになる。

私自身が大学院生の頃から挑んできた虚構は、「中国革命」である。換言すれば、中国における革命神話の再検証を研究の主眼に据えてきた。

中国の覇権をめぐって戦われた中国国民党と中国共産党との内戦、すなわち、国共内戦に関しては、今日に至るまで一つの定説が中国国内のみならず日本国内においても強い支持を得ている。それは、中国共産党が農村社会の変革によって、中国の農民の広範な支持を獲得し、その支持を基盤とした軍事力を以て国民党を打ち破ったという説である。社会変革こそが共産党の勝利をもたらしたという理解に基づき、内戦における共産党の勝利は、「革命」（社会構造の変革と連動した政治体制の刷新）と認定されることとなった。

ただし、国共内戦が革命であったというのは、あくまで中国共産党の自己申告であり、一九八〇年代までその申告の信憑性を確かめる方法がほとんどなかった。また、一九八〇年代までは、マルキシズムに共鳴した中国研究者の割合が高かったために、そもそも海の向うのマルキスト集団が言っていることを疑ってみるといふ学界の気運

もそれほど強くなかったのである。

中国における「改革・開放」政策の導入による社会主義路線との事実上の決別、一九八九年の天安門事件、ソ連の崩壊などは、中国共産党の自己申告に基づく中国政治史の定説を再検証する重要なきっかけとなった。そして、再検証の研究成果が蓄積されるに伴い、どうも定説が虚構なのではないかという疑問の聲が強まったのである。

定説の信憑性に最初に疑問符をつけたのは、一九八〇年代以降展開されるようになった中国における農村調査に基づく研究であった。端的にいえば、それらの調査によって共産党が変革したはずの農村社会において伝統的な人的結合や風俗習慣が色濃く残っていることが発見されたのである。農村社会は、一見画期的に再編されたかにみえたが、実は、抜本的に変革されたわけではなかったのである。

一九八〇年代は、共産党の政策が目まぐるしく変化した時期であり、そうした混乱のなかで、それまで厳格に管理されていた共産党の内部文書、特に内戦期の内部文書の一部が主に香港経由で国外に流出した。こうして内部文書を用いた複数の研究により、「土地革命」と呼ばれた共産党による農村社会の変革が、実際には多くの問題、例えば、他ならぬ農民による抵抗などに直面し、中華人民共和国成立以前の段階ではなかなか成果をあげることができなかったという実態が浮かび上がってきた。

つまり、農村調査と内部文書の分析により、共産党が農村社会の変革をつうじて農民を味方につけ、国民党を圧倒するだけの軍事力を構築したという定説の土台が揺らぎ始めたのである。では、共産党は実際にはどうやって国民党に対する勝利を取めたのか。この謎を解明することを志した私が見つけたのが、共産党の軍隊、すなわち、中国人民解放軍であった。

従来の中国研究界では、社会変革による農民の支持の獲得を内戦における共産党の勝利と同一視していたため、内戦期における共産党の軍隊を対象とした研究は極めて低潮であった。このため、共産党の軍隊が具体的にどのような人々から構成されていたのかという問題に関する実証研究は、ごく限られた時期と地域に関してのみ存在したのである。換言すれば、中国内戦、中国革命に関するこれまでの定説は、軍隊に関する広範かつ詳細な実証研究を欠いたまま形成されたのである。

そこで、私は、共産党による

軍隊建設を調べれば、共産党が国民党に勝利をした要因を抽出できるのではないかと考え、軍隊に関する史料収集に乗り出した。

共産党の内部文書は、実は台湾においても見つけることができる。共産党のライバルであった国民党が収集した共産党の史料は、台湾の民主化に伴い、一九九〇年代以降、外国人でも閲覧することが可能となった。私も二〇〇六年の夏、酷暑に耐えながら、そうした史料を保管している機関に通った。

香港は、中国国内から流出した史料の集積地であり、その古書店には、中国研究者の垂涎の的となるような史料が書架に無造作に置かれている場合が多々ある。私の場合、香港島の片隅にある小さな古書店で、長年存在を知りつつもなかなか入手することができなかった史料集を複数手にいれることができた。

日本の大学の図書館には、日本人研究者が様々なルートで手に入れた宝ともいべき史料が豊富に眠っている。なかでも、内戦期中国の各省に点在していた共産党組織の内部文書を省ごとに整理した史料集は、非常に使い勝手が良い。この史料集は、共産党内部での閲覧を目的として各省の公文書館が出版してき

たものであるため、現物をそのままの形で掲載している可能性が高いといわれてきた。

しかし、公文書館に保管されている現物と読み比べられない限り、それを確認することができない。また、これらの史料集は、各省の内部文書を全て網羅しているわけではない。このため、私は、中国国内の研究者仲間を頼って、内戦期の共産党の内部文書を閲覧させてくれそうな公文書館を探った。

その結果、浮上したのが、広東省立公文書館であった。広東省は、もともと共産党が農村社会の変革に最初に着手した地域であった。共産党直属の戦闘部隊が最初に編成されたのも広東省であった。広東省東部の「海陸豊」（海豊県、陸豊県）は、「土地革命」が大きな成功を収めた革命の聖地として、江西省の井冈山とともに定説の重要な根拠とみなされてきた。また、広東省東部では、一九三七年に日中戦争が勃発する直前まで共産党と国民党との軍事抗争が展開されていた。

もし、広東省立公文書館の史料を閲覧することができたら、革命神話の裏側に潜む実態を発掘することができるかもしれない。そうした期待を胸に、研究者仲間からの推薦状を片手にアポなしで公文書館の門を叩

いた。どうせ断られるなら、地元政府の対外窓口の役人よりも公文書館の職員に断られた方がスツキリするという程度理由で突撃訪問をしたのであるが、意外にも、非常に丁寧に対応してくれて、なんとその日のうちに閲覧許可がおりた。

今にして思えば、時期がよかった。私が広東省立公文書館に通っていた二〇〇七年から二〇一〇年の前半は、日中関係が比較的良好であった。その後、後輩が同公文書館を訪れた際には、尖閣沖漁船衝突事件などにより日中関係が険悪化していた。ただし、日中関係が良好だった時期に訪れた湖南省立公文書館では、素っ気なく門前払いされたので、やはり広東は比較開放的であったといえよう。

事実上の失敗に終わったことが判明した。

それにもかかわらず、共産党は、広東東部で軍隊を編成することができたのである。その軍隊の兵士の供給源を調べたところ、同地域で広範に組織されていた「宗族」と呼ばれる血縁集団単位の自衛団体が共産党軍に多数吸収されていることがわかった。広東では、明の時代より宗族間の武装抗争がさかんで、二〇世紀にはその武装抗争に勝利するために、共産党や国民党と結託する宗族が出現したのである。

共産党の軍隊には、国民党軍を離脱した部隊も多数吸収されていた。もっぱら傭兵から成る国民党軍では、多くの部隊が劣悪な待遇に苦しんでいたため、国民党に叛旗を翻して共産党に合流する部隊が後を絶たなかったのである。

二〇世紀前半の中国全土において数百万人いたといわれる匪賊（武装したアウトロー集団）も共産党にとって貴重な兵士の供給源であった。広東省の場合、共産党の匪賊への依存度はそれほど高くなかったが、他の省では、匪賊が共産党軍の主力を形成している事例を数多く確認することができる。

要するに、広東の共産党は、宗族の自衛団体、国民党や他の

軍事勢力の傭兵部隊、匪賊集団などをかき集めることによって軍隊を編成することができたのであり、そうした軍隊を以て十分国民党を苦しめることができたのである。換言すれば、内戦期の広東省では、定説とは根本的に異なる論理、すなわち、宗族、傭兵、匪賊の生存確保の論理に乗っかる形で国民党に対する武装闘争を展開していたのである。

このような研究の成果は、二〇一二年に刊行された『中国革命と軍隊―近代広東における党・軍・社会の関係』（慶應義塾大学出版会、四七六頁）にまとめられた。無論、広東の事例だけでは定説を覆したことはならない。定説を完全に覆すには、共産党が他の省でも同じような論理で軍隊を獲得していたことを証明する必要がある。目下、そのことを念頭に、広東省の北に位置する江西省、福建省を対象とした共同研究を進めている。その詳細は、法学部ホームページの「教員紹介」において紹介している。ぜひ御覧下さい。

要するに、広東の共産党は、宗族の自衛団体、国民党や他の

# 平成25年度卒業祝賀会

平成25年度東北大学・大学院卒業式が3月26日に仙台市体育館で行われました。式上107期卒業生幹事代表として当学部の田中館梨奈さんが里見総長から信任状を授与されました。引き続き午後1時半からは法学部関係の卒業祝賀会がホテル法華クラブ1階のハーモニーホールで開催されました。会場には華やかなドレス姿・羽織袴姿・スーツ姿の卒業生が多数参加して、卒業を喜び別れの前にグループで写真を撮りあったり、恩師や先輩と語り合ったりと、にぎやかな雰囲気となりました。学部長からは、大学生活の中で東北震災を体験した最後の年次卒業生として、貴重な体験を生かしてそれぞれの分野で活躍してほしいとの挨拶がありました。同窓会を代表して仙台地方裁判所の小林明彦氏(昭54卒)から、①本当の勉強は実社会に出るこれからのこと、②社会人としてのマナーをしっかり身に着けるべきこと、③同級・同窓のつながりを大切にすること、の卒業祝辞がありました。祝賀会に先立って行われた



法学会賞は、学部12名・大学院3名の成績優秀者に授与されました。(期幹事は、東北大学百周年を機に制度化されたもので各学部から選出された幹事の下、卒業10年後をめどに卒業生の母校集結を目指す役割です。法学部での幹事は100期高島梨香・101期森山裕喜・102期石井勇司・103期二木豪太郎・104期白石雅人・105期松本侑樹・106期水口裕樹・107期田中館梨奈の皆さんが指名されています。)

## 中善並木保全に

### 寄付金ではずみ!

東北大学法学部教師・学生の交流のシンボルとして語り継がれている中善並木は、植樹からはほぼ半世紀がすぎました。毎年この並木の桜開花を待ちわびて東北大学百周年記念会館(川内萩ホール)前で新入生歓迎のコンパが連日繰り広げられておりますし、学生のみならず市民の憩いの場所ともなっています。この並木は昭和35年入学の皆さんが法一亭の収益金を基に現在の川内北キャンパスにケヤキ並木を植樹したのをベースに、その後キャンパス整備との兼ね合いもあり法学部本部が片平から移ってくる計画に合わせて昭和40年に多くの皆様のご寄付によって現在地へ移しソメイヨシノの並木に生まれ変わったものです。ソメイヨシノは明治15年ごろに生み出された品種で百年を超す古木も全国各地に存在しますが、並木となると根回りの保全等が難しいためか老木化が目立ってきています。

このたび老木化の現状を憂えて並木整備にゆかりの深い林屋名誉教授及び三原弁護士(S40年卒)から、保全推進のための寄付金のお申出がありました。この並木を含む車道及び歩道は大学法人化後に仙台市に譲渡されています。大学当局と仙台市の協議の結果、大学側で新たな植樹を行った後に仙台市に帰属させることになりました。頂戴した寄付金を基に6本の桜苗木を植樹する予定です。今後のことを考えると樹木医に診断を仰ぎ整備推進のため皆様からの寄付募金をお願いする時期に差し掛かっているとも思われます。中善並木周辺は川内南キャンパスの顔となる箇所であり、新たな文系総合研究棟二号館屋外環境整備が行われ、川内萩ホールも会場となる来年春の世界防災会議開催との絡みからも修繕整備の計画があるようです。今後の整備でより一層親しまれるようになる日が待たれます。

## 26年度同窓会総会のご案内

### 〈同窓会本部・東京支部会 合同総会〉

日時：11月7日(金)18時～  
 会場：東京神田・学士会館  
 TEL 03-3292-5936  
 会費：@7,000円  
 連絡先：澤田淳事務局長  
 TEL/FAX: 045-313-4833  
 E-mail: sawada@pronet-jp.com

### 〈宮城支部総会〉

日時：11月14日(金)18時～  
 会場：ホテル法華クラブ仙台  
 TEL 022-224-3121  
 会費：@5,500円  
 連絡先：同窓会事務局  
 TEL/FAX: 022-795-6181  
 E-mail: dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

### 〈秋田支部総会〉

日時：7月24日(木)  
 〈北海道支部会総会〉  
 〈法科大学院部会総会〉  
 日時：共に、8月22日(金)  
 〈福島支部総会〉  
 日時：10月24日(金)  
 〈大阪支部総会〉  
 日時：平成27年1月23日(金)

## 会員だより

### 「裁判官の仕事の魅力、職業意識、そして、 裁判を行う上での基本的な思想」

・若き学生、法曹関係者へ



前田 順 司  
(昭和49年卒)

(現甲南大学法科大学院教授、  
元東京高等裁判所部総括判事)

私は、裁判官を36年間勤めた後、東京高裁部総括判事を最後に退官しました。若き学生、法曹関係者への思いを込めて、裁判官時代の経験を3点お話しします。

第1は、裁判官としてのどのような基本的な思想、考え方に立って裁判を行ってきたかということです。私は、司法修習生としての研修で、尊敬すべき指導教官から「裁判官は、世の中の人々の考え、マスコミの反応に右顧左眄してはならない。裁判とは、法律と法廷に提出される証拠だけに基つき、淡々と行うものであり、それが裁判官の裁判をする心である。」と教えられました。これが、その当時の裁判官の一般的な考え方で

ます。法の支配を貫徹することは、民主主義にとって大変重要なことであるし、他方、国民の大多数の考え方から遊離した裁判の結論が次々となされるというのも問題があります。私自身にとつて、裁判官時代の後半は、この二つの考え方をどのように

調和を図って裁判を行っていくかが難しい問題でした。  
第2は、裁判官としての職業意識、プロ意識の問題です。今から15年ほど前のことですが、最高裁判所及び司法研修所は、裁判官がプロ意識を失ってサラリーマン化してしまうことを危惧して、「裁判官の在り方」研究会を開催し、裁判官の職業意識に関して議論を行い、私もその研究会に参加しました。

戦前生まれの裁判官が考えていた裁判官のプロ意識は、戦後、闇米の売買を行った者を食糧管理法違反の刑事裁判で裁くために、自らは食糧管理法による配給食だけを食べて栄養失調で死亡した山口裁判官のような職業意識でした。戦後生まれの私は、

命と裁判のどちらが大事かと言われると、躊躇することなく命と答え、裁判官の職務を全うすることによって命を維持できなくなった場合には、裁判官を退職する選択をすると思います

が、それでも仕事がある限りは、土日も休まず仕事を言い、夜は家に記録を持ち帰って、深夜まで仕事を行うという気概は持っていましたし、実際にそうしてきました。私はクリスチャンですので、聖書では「神様への献げ物として最も良い物を持ってきなさい。」と命じられていますので、神様から与えられた仕事に関して、自分の気持ちとしては最も良い物を捧げるという姿勢で仕事を行ってきました。

私は、裁判官の職業意識を支えるものとして、3点あると思っています。

第1は、難しい司法試験に合格し、全国に2000名余りしかいない裁判官に任命され、国民から負託された裁判という権力を行使する立場になった者として、自分自身に対し恥ずかしくない仕事をしなければいけないというエリート意識であり、それゆえ、自分の生活を犠牲にしてもきちんとした仕事をするという気概です。第2は、日本の官僚は腐敗しているが、裁判官は違う、信用に値するという国民の信頼に答えなければならぬという意識です。そして、

第3は、裁判官の報酬等の待遇の良さです。裁判官は、官僚に比べると報酬が高く、報酬という面に限って言えば良い待遇を与えられてきました。第1、第2の点は、崇高な理想を持って職業を選択した、割合少数の者だけが持つことができる価値観であり、全ての人間に一般化できるものではありませんが、絶えずこのような職業意識を持つように教育することは重要であると思います。しかし、多くの平均的な人にとって関心があるのは、第3の待遇の良さであり、それが広く良い人材を集め

ることは難しい問題です。

第1は、裁判官の職業意識を支えるものとして、3点あると思っています。

る最も大切な事柄であると思いをします。

ところが、最近の状況は、いずれの点においてもかんばしくない状況にあります。第1の点は、最近の法曹人口の増加によってエリート意識を全く持たなくなつた裁判官が増えてきましたし、そのような意識自体が罪悪視される風潮があります。

第2の点は、他人や専門家を批判するというのが優先され、国民の受けもよいという日本の全体的な風潮によって、裁判官に対する批判も多くなり、国民から信頼されているから頑張ろうという意識も希薄になつてきています。第3の点については、

東北大震災を契機に裁判官も含め公務員の給料は約1割カットされ(今年の4月をもって廃止されました)、全国に均質で良好な裁判を提供するために、転勤を繰り返す裁判官にとつて必要な官舎の宿舍費が8割以上値上げされるようです。裁判官の待遇を上げることによって、広く良い人材を集めるといふ方策もなかなか実現しない状況にあります、私は、これからの裁判所の在り方を憂いている者です。

を質の良いものに保ち続けるためには、良い人材を集めることが必須なことであり、また、国民としては、批判をすることによって、裁判官を温かく見守つて育てていくことが重要であると思っています。

第3は、裁判官の仕事の魅力です。裁判官の素晴らしさは、何といつても誰にも拘束されずに、自分の意見で物事を決めることができ、若い者でも裁判長に負けずに議論を行うことが尊重されることです。そのような職業は他にはないと思います。私は、「裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と憲法に定められている。と憲法に定められている。と憲法だけを持って裁判官になり、社会性は全くなかつた者であり、若い頃は周りをずいぶんはらはらさせましたが、長い期間を通じて、先輩や同僚達に暖かく見守られ、育てられて、裁判官生活を送ることができました。多くの学生諸君が、裁判官の仕事に魅力を感じて裁判官を志していただくことを期待しています。(2013年1月25日開催された大阪支部同窓会でお話しした内容に加筆したものである。)

## 「産業復興と教育で新しい町づくり」 震災地支援で見出した新挑戦



立花 貴  
(H6年卒)

震災から3年間、私の宮城県石巻と東京の往復も300往復を超えた。

往復1,000Km、地球7周をしたことになる。

「批判からは何も生まれない」非難や批判をしないことをモットーに小さな事例を積み上げる活動してきた。それは小さな、小さな積み上げでしかないかもしれないが、私がハンドルをにぎるワンボックスカーに乗車してきた人は1,400人を超えている。

いまでは、民間企業から出向社員も出して頂き、様々な業界・企業の人材が日本の未来のために自分や自社ができることをやりきる意識で集まってきた。

少子高齢化、過疎化、産業衰退、コミュニティの中心であった学校の閉校、それに伴うコミュニティの希薄化など、震災地

の問題は、震災前からある日本の根本的な課題でもある。ひとつひとつの小さな事例を積み上げうねりにし、課題解決に取り組んでいくことが震災地・東北の復興再生、そして日本の未来につながると思信じている。

目の前の一歩を一生懸命に、持てる力を出し切る、そのことだけを意識して行動してきた。

「震災地に足を運び、未来からのメッセージのような、何かを感じてほしい」。

ただただ、その想いが強い。震災後、短期間のうちに何度か火葬場に行く経験をした。「人間はあつけない、いつどうなるかわからない」という客観的な感情が湧いた。反面、震災後、なりふり構わず、こどもたちのため、家族のため、町のため、産業のために、一生懸命動く人たちのエネルギーに触れた。触

れたら自分の体の中の使ったことのないエンジンが動き出した。住民票を宮城県石巻市雄勝町に移してはやいもので3年。大学を卒業し二十年東京で働いていた。生まれ故郷の宮城に戻り、漁村に暮らすという人生は想像していなかった。

その日、沿岸部に一歩足を踏み入れるとあたり一面真黒な世界が広がっていた。

何も考えず、ただ無事を祈りながら、山形経由で急ぎ宮城に向かった。避難所を巡り、やっとの思いで母と妹の安否確認をすることができた。安否確認後、

すぐに東京に戻るつもりで宮城に入った。でもそれ以上に、信じられない数々のあの惨状を、混乱を、私は「見てしまった」。

私はそのときから、考えるより先に何かが自分の中で動き出しているのを感じ、考えることをやめ、感じるままに動き始めた。

津波の危険区域に指定された避難所には水や食料も届かなかつた。前職の伊藤忠商事や食品流通会社の社長をしていた時の人脈を総動員し、食品メーカーや

卸、外食チェーンに支援要請した。すると毎日のような炊き出しや物資支援がはじまり、振り返ると半年で十数万食を提供する

団体となっていた。食事もままならない3月末、東京と宮城を往復する車に、登山仲間と友人の油井氏（キツザニア創業者）がバスデーケーキを持ってきた。「今日、この日に誕生日のこともがいるはず」と油井氏はケーキを積み込んだ。厳しい状況下、こどものためのバスデーケーキは、こどもと家族をひととき笑顔にしてくれた。この様子がメディアで取り上げられると、全国のパティシエから協力の声があがり、半年で二万個のケーキを避難所に届けるといふ大きな活動に繋がった。そんな中、今度はそのような支援活動を聞いた、石巻市立雄勝中学校の当時の校長先生（佐藤淳一先生）から「学校給食を届けたい」という申し入れがあった。方々あつたが「雄勝中だけ特別扱いはできない」という回答で途方に暮れていた。ほぼ全員が家を流され、避難所生活をしてきたこどもたちに、ひもじい思いはさせたくない。校長先生の姿と言葉に「こどもたちのためなら何でもする」覚悟のようなものを感じた。

料理人であった母と妹は心強い。大規模半壊の家のキッチンで給食をつくり、片道2時間半かけて学校給食を届ける活動が始まった。これが雄勝中学校と

の出会いであり、雄勝町との出会いとなった。

活動のよき理解者であり、協力者でもある日本初の民間校長・藤原和博氏や作家の林真理子氏を中心となり、雄勝中学校の支援をしていただき、「日本で一番厳しい環境のこどもたちに、日本で一番豊かな教育を」という合言葉が生まれた。

当時も食事支援のフェーズから、夏期講習や冬期講習、農林漁業体験、IT教室、キャリア教育など人材育成へと活動は展開していった。現在も、仮設住宅の談話室で、地元で被災した塾講師の方を雇用し、学校の補習的な意味合いのアフタースクールを週3回開催している。そして産業創出の視点では、石巻市雄勝町の漁師とともに（株）雄勝そだての住人という会社を設立し、日本の新しい漁業と町づくりに取り組んでいる。「雄勝そだての住人」という言葉には、ともに漁業をそだて、町をそだて、人との絆もそだてる、という想いが込められている。また、雄勝町内の高台にあった築100年の廃校を活用し、持続可能な社会を創る人材を育成する学びの場、地元住民の交流拠点として「環境社会学校」を

住民や全国の応援団とともに手作りで改修作業にあたっている。来年2015年4月開設予定で、体験型施設には、レストランや宿泊施設も併設し、地元雇用創出につなげてゆく。これからも、教育・人材育成と産業創出の2軸で小さな事例を積み上げ続けてゆく。

# 山王会ゴルフ100回、NSJ100回

高橋 亨（S34年卒）

昭和三〇年法学部入学者同期生のゴルフ会は、回を重ね、ついに一〇〇回目を迎えた。この三月二七〜二八日、千葉・鴨川CCにて記念大会を開催した。一八名が参加（添付写真）、前夜は地場の魚介料理で祝宴、翌日は快晴の下、ラウンドを楽しんだ。記念品に紅白饅頭を作り皆に配った。

山王会は、ゴルフ会はじめ、囲碁会、夕遊会（飲み会）、雑学会を適時開催してきた。ゴルフ会は一九七四（昭四九）に初回。今年で四一年目。皆が現役時代は年二回土曜日。還暦を迎えた一九九六（平八）から年二回金曜日、二〇〇一（平一三）からは年四回金曜日、ほぼ欠かさず開催してきた。この間、記録が残っている九〇回分であるが、同期生一五四名中コンペ参加者は六〇名。延べ参加者数は一、四二三名、一回平均一五・八名である。参加回数ベスト3は①大野康夫八〇% ②松田喜重七四% ③鈴木清人七〇%。優勝回数ベスト3は①水越實一五回②鈴木清人九回③

高橋亨八回である。記念大会では、最多参加者として最多幹事でもあった大野康夫を表彰し、記念品を贈った。大野は他に囲碁会、夕遊会、雑学会すべての幹事を務め、事実上の山王会会長である。

囲碁会は、東京駅八重洲南口地階のいずみ囲碁ジャパンを会場とし、毎月第四火曜日午後囲碁好きが集まる。会場の経営者は山王会員の内久根孝一、六段の腕前だ。囲碁会と夕遊会共用の案内葉書を毎月作成し、会への参加意欲を高めてくれたのが栗村元郎である。

夕遊会は、毎月囲碁会の後、五時から東京駅八重洲口二階の居酒屋。囲碁を打たないものと囲碁会の面々とが合流し、二時間ほどビールや酒でダバリを楽しんでいる。参加者は毎月一四〜五名前後で賑やかである。幹事大野の負荷を軽減しようとして昨年熊谷桂五が名乗り出て、幹事役に加わり、益々盛会である。毎年一二月は忘年会。これは普段来ない仲間にも幹事が勧誘し、大夕遊会となる。参加者はこの三年間、三〇〜三三〜三二名と大盛会である。雑学会は、大野の発案。会員が就いた仕事関連分野の实情・

課題と自分の体験を発表し合う会で、時には見学会も行なった。初回は一九八二(昭五七)石垣泰司「私の見た諸外国」。以後、随時「労働災害」「有線放送」「行政改革」「証券界」「金融界」「原発問題」等テーマは多彩だった。十年前は六ヶ所村の原燃を前社長佐々木正の案内で見学した。二泊三日、二二名が参加、八戸泊、三陸海岸をバスで南下。陸前高田で前市長菅野俊吾に歓迎された。菅野は、あの大津波で居宅を流失した。皆で物心両面の立直りに助力した。直近の第二四回目は二〇一二(平二四)小倉素夫「日本の防衛問題」二二名が参加した。

昨年、会員の慶事があった。平成二五年秋の叙勲で、日野正晴が瑞宝大綬章(以前の勲二等)を受章し、宮中にて天皇陛下より親授された。日野は名古屋高検検事長を経て、初代金融監督庁長官(のちに金融庁長官)を拝命、三年にわたり重責を担った。

遡ると、瑞宝重光章(以前の勲二等)叙勲者は、三名輩出している。平成一七年秋に渡邊剛男(元名古屋高裁総括判事)、平成一八年春に泉山禎治(元仙台高裁総括判事)、平成二三年

春石垣泰司(元フィンランド大使)である。名譽な叙勲で、同期生として誇らしく感ずる。山王会としては皆さんに対して、都度ささやかながら祝意を表した。

山王会員現存者一一五名、全員喜寿を過ぎた。平均寿命にも近づいているが、各会合への参加状況を見ると元氣者が多い。少しでも長続きしてほしいものだ。

(文中の敬称略) 平二六・四記



## 歓迎の辞

新連載 温故知新

東北大学名誉教授

服部 栄 三(故人)

服部栄三先生は昭和32年4月から59年3月の定年ご退官まで本学法学部で商法を担当されました。クリアな頭脳に裏付けされたコンパクトで批判的精神に富む学説、社会科学的方法論に裏付けされたリベラな学風で商法学界をリードされました。退官後も月例の研究会(商事法学会・企業法理学会)を亡くなる直前の平成19年12月まで続けておられました。またお酒をこよなく愛し、自らが率いる商事法学会では各地の温泉を会場に開催するという遊び心も持ち合わせておりました。本稿は、先生が法学部長を務められた昭和48年に東北大学生協の求めに応じて書かれたものですが、そこにとらえられた学生タイプと自らを比較されるのも一興と思ひご紹介します。

新入生のみなさん、まずはお目出度う。伝統ある東北大学に入学することができたわけであるから、これ以上にお目出度いことはないというべきである。期待に胸がふくらんで東北大学のキャンパスに足をふみ入れたことと想像している。しかし、これからの四年間の東北大学生活が期待通りに進むかどうかは、合格の喜びや入学の感激とは直接の関係はない。一般に、当初の感激が大きいために、期待が裏切られる結果となる場合も少なくないが、大学生活についても同様のことがいえる。講義がつまらない、マスプロだ、

心にとどめてくる何ものもない、などということ、大学生活に愛想をつかす学生も多いと聞いている。わたくしの専門分野(法律学)の学生について、かつてのわたくしは、①エンジョイ型、②全良型、③目的型、④趣味型、⑤独学型、という5つのタイプを区別した。①は学生生活青春の一般的な人生体験としてエンジョイしようとするタイプである。青春の一切の喜びと悲しみスポーツ・麻雀・ダンス・メッチェン(オンナ)などにかける、大学とは大いに学ぶところではなくて、大いに遊ぶと

ころと観ずるわけである。大学の授業料はまさにこの遊ぶ自由を保障する対価に他ならない。遊ぶというのはいちろん広い意味で、趣味に生きたらいい。趣味的内容によって、昔流にいえば硬派と軟派とに分れる。硬派はスポーツ選手によって代表されるが、革命・安保反対・ベトナム反戦などに生きがいを感じる学生闘士もまた硬派の一派といえる。②については、エンジョイ派が大学の学業成績に関し60点で満足する型とすれば、全良型は大学の諸科目についてすべて70点で満足する型である。そこで、これを全良(オール良)型という。法律学では善良の風俗という言葉をよく使うが、全良型の諸君は、80点以上の成績をとることは善良の風俗に反すると考え、全良こそ善良の風俗だとするわけである。趣味にも走れず、さりとして勉強も面白くなく、適当に遊んで適当に学ぶという、良くいえば中庸派であるが、悪くいえば低迷派である。可もなく不可もなく、さりとして優れないという中間派・無気力派である。毒にもならない代りに、薬にもならないといったところであろうか。③は一定の目的のために



大学の諸科目を勉強するタイプであり、政策派といってもよい。一流会社や中央官庁に就職することなどを目指しているが、彼らは目的意識がはっきりしているから、大いに勉強する。がりがり、われわれ教師からすると、勉強である。全良派が70点で満足するところを、政策派は80点を欲する貪欲な連中である。下宿と教室と図書館とを往復し、大学に青春なしと語りあっている者達である。④は大学の諸科目を趣味として学ぼうとするタイプで、その心情大いにほめ

「東北大学心と語録」より（東北大学校友会報第4号掲載）

### 《事実をして真理を悟らしめよ》

飯塚 毅氏(昭和18年卒)

「租税正義」の確立にまい進  
世界第一級のコンピューター会計計算受託事業を実現

阿見 孝雄(昭和44年卒)

「東北大学は、在野の気骨ある人物を生む」……。  
世の識者から、東北大学卒業生は、よくこう評されることがあります。

栃木県の小さな地方都市の、いわば「一円の税理士であった飯塚毅は、「飯塚潰し」を目的とする国家権力を相手に一歩も引かず、明晰で、衡平な法理論による権利闘争に挑みます。飯塚の

るべき連中である。学問の趣旨は研究につながるが多いので、研究型といつてもよいタイプである。大学の諸科目を、心から好いて勉強するのであるから、われわれ教師からすると、つい情にほだされるのであるが、期待される人間像という見地からすれば、このタイプの連中にもなお多くの問題点が残されていると見るべきであろう。⑤は講義を聞かないで大学の諸科目を勉強しようというタイプである。独学であるから、定

「事実をして真理を悟らしめよ」との会計哲学の実践でした。さらに、企業に赴き会計記録などが適法か、正確かを調べて指導する「巡回審査」も生み出し、好評を得ます。こうした若き税理士飯塚の税務指導の行動を、国税局は、「お上」意識からか、立場をわきまえない思いがつた当局への挑戦と受け取りました。そのため、灸を据える「懲罰」として、飯塚の税務指導を「脱税教唆」とみなし、国家権力あげての飯塚潰しが始まります。国税局は、飯塚の会計事務所と取引のある事業者にも、異常とも思えるしらみつぶしの税務調査に入りました。事業者の日々の営業にも支障がでるありさまで、税務署からの圧力を恐れ、飯塚との契約をやめる事業者が次々に現れます。飯塚の事務所員からは逮捕者まで出ました。一税理

名知らずの我流であり、場合により減法強いが、偏見が多すぎる結果となりがちである。新入生諸君が以上の中の内、われのタイプの学生になるか、わたくしは強い関心を覚えずにはいられない。大学は考える自由の保障された世界である。したがってまた、いずれのタイプを選ぶかの自由も与えられている。自由に選択して、悔いのない4年間をこの仙台の地において送って欲しい。

事務所が国家を相手に闘う、存亡の危機を迎えたのです。終戦直後の税理士の実態はと言えば、国家の税金徴収の下請け業者視された存在でした。

「税理士はわれわれが食わしてやって

いる……」との意識が税務当局に強かつた当時のことです。国の税金徴収部門の国税局、大蔵省、さらには検察庁の存在は、いわば庶民や一税理士にとっては泣く子も黙る雲の上の存在でした。そうした国の最強機関を相手に、地方の若き税理士であった飯塚は、己の信ずるところに従い、裁判において「税理士理念と税法解釈」で真つ向から法律論争を挑みます。このことから、飯塚は、さまざまな圧力や仕事への妨害を受けました。しかし、屈することはありませぬ。一税理士の力で7年もの間国家との裁判闘争を闘い抜き、租税法主義を信念とする飯塚は、理路整然としかし舌鋒鋭く己の主張を訴えたのです。

飯塚は、福島高等商業学校(旧制)から東北帝国大学法文学部に首席で合格した俊才です。1940年(昭和15)にフィリピンで開催された「日比学生会議」では、日本の学生代表の一人にも選ばれています。とにかく、ずば抜けた頭脳の持ち主です。少年時代から、生来の虚弱な体質と神経質な己を変えよう、己とは何かの本質を知ろう、この必死な思いから参禅と日々10杯の水をかぶる鍛錬の日々を己に課す没頭

探究の人でもありました。大学在学中には、臨済宗の名刹雲巖寺の植木義雄老師から禅における「見性」を許されたほです。実父が心痛のため急死するほどの過酷な裁判闘争でした。その渦中において、飯塚は、「わが人生佳境に入る、己を試す絶好期なり」と喝破します。租税正義の信念のもと、烈々たる気迫と、真つ向勝負の法理論で法廷にて反論。国家権力の横暴とその論理の矛盾を指摘続けます。ついには、国を相手の裁判で、逮捕された事務員4名の脱税事件の無罪を勝ち取りました。一税理士としてのひるむことのない権利擁護のための闘いとその主張の正しさが、最後には一般社会や国会も納得し、支持するところとなります。

この事件は、税理士法第一条(税理士の使命)の改正と「税理士の独立と公正」の基本理念が認められる大きなきっかけとなりました。飯塚の国家権力との裁判闘争の激しさは、経済小説で著名な作家高杉良のロングセラーモデル小説「不撓不屈」(新潮社)に詳しく紹介、2006年(平成18)には映画化されています。

裁判での勝訴の後、飯塚は、新たな公認会計士試験に首席で合格します。さらには、一地方の会計事務所でありながら、全国に先駆けコンピュータ利による会計システムを開発、全面的に仕事に導入します。この新しい試みは、世界的に見ても会計業務受託の先

端を行く事業でした。飯塚の考えによる時代の動きを見越した新しい会計業務システムは、たちまち企業から信頼を集めます。2011年(平成25)には、全国で会員1万名を超す会計人集団TKC全国会へと発展しました。

栃木県の一税理士として戦後に歩み出した飯塚の職業会計人としての誇りと気概が、世界の会計事務事業の模範となるシステム構築と職業会計人の理念尊重を実現したのです。飯塚の見識の高さと能力は、日独比較税法研究家としての活躍や法学博士号取得でも良くうかがえることでしょう。

飯塚は、禅哲学の実践者として「自利トハ利他ライフ」に基づく人生指導でも知られています。

実は、飯塚は、発足したばかりの東北大学後援会に母校のためとしてほんとは私財1億円を寄付。この利他の心、志の力が、東北大学後援会の発展に大きな弾みをつける契機となりました。卒業した法学部へも合わせて5千万円もの多額の寄付を行い、後進の研究と教育のための法学部同窓会学術振興基金が新設されています。

# 「仙台藩法制史余話」その三 人相書のはなし



東北大学名誉教授  
吉田 正志  
(昭和45年卒)

## 人相書は似顔絵にあらず

江戸時代に、犯罪容疑者の探索や身元不明の行き倒れ人の照会に、人相書と呼ばれる書類が利用されたことは、みなさんよく存じのことでしょう。しかし、この人相書は似顔絵

東北大学第17代総長であった西澤潤一は、講演等で栃木県を訪れると飯塚を神様のように尊敬する多くの人々に出会います。そこで飯塚の人となりと社会への功績を詳しく知り、改めて感動。後の話になります

が、飯塚の葬儀に、西澤元総長はその大いなる遺徳と東北大学へのご貢献を偲び、一個人西澤として参列したと聞いております。  
租税正義に捧げた利他の人、在野の気骨ある人物、飯塚の堂々たる一生でありました。

をみてみましょう。由井正雪は、慶安四年(一六五二)に幕府転覆の陰謀を企てたとして指名手配された人物です。

一 由井正雪こと、年四十余、がっそう

ただし、髪をそり候儀も、これあるべき事

一 せいちいさく、色白、ひたいみじかく、髪黒、くちびるあつく候事

一 まなこくりくりといたし候由の事  
以上

期に江戸幕府が発した人相書の一つである、由井正雪の人相書を

これを束ねて結ったり、うしろへなでつけて垂れ下げた髪型だそうです。

この文章にみられる由井正雪は、年齢四十歳余り、髪は総髪で、小柄、色白、額が狭く、髪は黒い、唇が厚くて、眼はクリクリしている人物です。何となくイケメンのようですが、みなさんは、どのような人物を想いましたか？

この人相書では顔の特徴のみが書かれています。以後の人相書では、どのような衣装を着ていたかとか、刀や脇差の特徴なども細かく書かれるようになります。

しかし、文章を読むだけでは、読む人によって想い浮かべる人物はさまざまでしょうから、その人物を特定するのはかなり難しかったのではないのでしょうか。

全国指名手配としての幕府人相書

ところで、江戸幕府は全国統一政権として、全国指名手配の人相書を発しています。右の由井正雪の人相書も、全国の大名に通知されたものです。

江戸時代前期には、どのような事件のときに全国指名手配の人相書を出すかは、必ずしも決まっていたわけではないので

しようが、寛保二年(一七四二)に制定された幕府の根本法典『公事方御定書』下巻第八十一条「人相書をもつてお尋ねになるべきものの事」で、幕府へ対する重大な謀計、主殺し、親殺し、関所破りの四つの犯罪については、必要に応じて全国指名手配の人相書が出されることになりました。

この人相書は、一般の全国法令と同じ手続で出されたようです。通常は、江戸城内の役所で大名の人数分(二百数十枚)の同じ人相書が作成されて、それが各大名の江戸藩邸に渡され、さらに江戸藩邸から国許の役所に届けられます。

従って、江戸から遠い藩に人相書が届くまでには、発布から相当の時間が経過して、ようやく藩に届けられることになりました。例えば、天和二年(一六八二)二月二十八日発布の小山田弥市郎の人相書が盛岡藩に届いたのは同年三月十八日です。二十日ほどかかっていることになりました。

なかには、藩に届いた人相書を受けて、容疑者探索役人を領内全域に派遣したところ、実はすでに容疑者が捕縛されているので、役人の探索はまったく無駄だったなどという、笑えな

いはなしも生じます。

### 仙台藩の人像書

以上のように、幕府は、全国統一政権として、全国指名手配の人相書を発するほか、江戸、京都、大坂など、幕府の特定の領地のみを対象とした人相書も出しています。それと同じように、各大名も自分の領地限りの人相書を発布します。

仙台藩では、この仙台藩領限りの人相書を「人像書」と呼んでいます。「人相」は、顔の特徴というニュアンスですが、「人像」となると、その人の姿・形全体という感じですので、顔だけでなく、着衣や持ち物まで記される書類の呼び方としては、「人相書」よりも「人像書」の方が適切かもしれません。ちなみに、会津藩では「人体書」と呼んでいます。

人像書の実例は、あまり残っていないようなのですが、その一例として弘化四年（一八四七）十月に、仙台藩奉行（他藩の家に当たります）名で出された、志田郡大柿村古川十日町百姓の兵松（容疑は不明です）の人像書は、次の通りです。

- 一年三十二歳
- 一丈五尺一寸ほど
- 一面長、色白き方

一月代、無行衛にあいなり  
候二、三日以前に刺るの由

- 一木綿条嶋古裕一枚
- ただし、裏千草
- 一同紺縮半てん一枚
- ただし、裏千草
- 一同浅黄小紋単え物一枚
- 一同小倉古帯一筋

この人像書では、身体的特徴と着衣の特徴とが、それぞれ四ヶ条ずつです。今の感覚からすると、着衣はすぐに着替えられてしまうのではないかと思うのですが、当時はそう簡単に他の着衣を入手できなかったようですので、着衣の特徴を示すことも、それなりの意味があったのかもしれない。それにしても、これで兵松を見付けるのは、かなり困難に感じます。

### 人像書発行事案と発行者

それでは、どのような事件が発生したときに人像書が発行されたのでしょうか。早い時期には、行き倒れ人の人像書も出されたようなのですが、人像書が出されると、その回覧や探索にたいへんな時間と労力を費やすことになりましたので、それを少なくするため、発行すべき事案に制限が加えられるようになります。

いろいろ紆余曲折があります  
が、詳細は省略して、文化年代（二八〇四〜一七）以降には、①殺人、②傷害、③精神障礙者の行方不明、④村預けになっていた重罪者が逃亡したとき、⑤二十五両以上の盗みをして逃亡した者、の五種に限られました。

重要なのは、人像書を誰が発行したかです。右にみたように、奉行や町奉行、郡奉行といった、藩役人が発行者になったことだろうと思うのですが、とくに農村部での犯罪については、大肝入という村役人が発行することがありました。

仙台藩の各村には肝入（他藩の名主・庄屋に当たります）という農民身分の役人がいます。そのうえに十数ヶ村を束ねる大肝入（やはり農民身分です）がいます。それを現地で支配するのが武士身分の代官で、通常領分が十九代官区に分けられて、一代官区に複数人いることがありますので、人数は二十数人です。そのうえにいるのが郡奉行です。郡奉行は、領分が南方・北方・中奥・奥の四地域に分けられて、各地域に一人おかれませんが、通常は現地に赴任せず、仙台城下で執務しました。

従って、農村で事件が発生すると、肝入→大肝入→代官→郡奉行と報告されて、郡奉行や奉行が人像書を発行し、逆の順で藩全領域まで降ろされるといのが順当な手続です。しかし、これでは時間がかかるといこととで、大肝入が仮の人像書を発行して、他郡の大肝入や藩境の番所などに届けることが許されたようです。

つまり、仙台藩領内限りの人像書の発行は、何よりもスピードが重視されたといえます。馬像書・牛像書

なお、仙台藩は、嘉永六年（一八五三）に、百姓所持の牛が盗まれたり行方不明になったときは、「馬像書」と同様の手続で「牛像書」を城下に触れることにしました。

実際の馬像書や牛像書がどのようなものだったのかは確認できていませんが、会津藩の事例では、例えば「黒毛七歳 駄馬 だし、長四尺一寸、背にすりかき疵あり、右の方に少し尾まがり」などとあります。

馬の顔の特徴を書こうとしても、馬はたいい馬面で、丸顔の馬などというのはいないでしょうから、あまり意味がありません。それで、どうしても毛の色とか、年齢とか、その他の特徴を記すことになりました。仙台藩の馬像書・牛像書も同様だったでしょう。

常任理事会推薦図書

## 「仙台藩の罪と罰」

吉田正志 著

現在「会報」に〔仙台藩法制史余話〕を連載いただいている吉田名誉教授が、この連載記事執筆を契機に書かれた文章で、「仙台藩の罪と罰」と題する本を出されました。仙台藩における主要な犯罪と刑罰を江戸幕府での法制と比較しながら25話で解説しています。連載を補完する、興味深いテーマが様々に取り上げられており、格好の話題作りになると思います。推薦する次第です。ぜひ機会を見て一読ください。

発行は慈学社出版 発売 大学図書 定価は本体1800円+消費税です。

## 自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁を新設しました。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしく願いたします。

### ○無料法律相談所 (代表 4年 金井哲志)

- ・メンバー：4年生21名・3年生27名・2年生40名・1年生54名
- ・活動内容：市民からの法律相談に応じて内容検討し回答する。
- ・活動日程：4月12・19・26日、5月10・17・24・31日、6月14・21・28日、7月5・12日。  
夏季出張相談は8月9日福島県会津若松市。
- ・先輩へのメッセージ：今期をもちまして相談所創立86周年を迎えることができました。これも皆様の日頃のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。今期は広報活動の規模を拡大して、減少傾向にある相談件数の獲得を目指すとともに、他大学との情報交換にも力を注ぎ、相談の質の向上に努めますので、よろしく願いたします。

### ○東北大学法学部模擬裁判実行委員会 (代表 3年 御囲裕一郎)

- ・メンバー：3年生22名・2年生21名・1年生24名
- ・活動内容：今年は「労働問題」をテーマに取り上げて裁判劇を行います。
- ・活動日程：11月15日(土)・16日(日)に東北大学百周年記念会館川内森ホールで公演します。
- ・先輩へのメッセージ：今年は過労死をめぐる民事裁判を扱い、労働者を救う法制度や会社の実情、「働く」とは何かを描きます。近況は随時ツイッターやホームページにて報告していますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしく願いたします。

### ○東北大学倶楽部国際法 (代表 2年 長沼駿)

- ・メンバー：4年生13名・3年生10名・2年生14名・1年生25名
- ・活動内容：年2回開催される国際法模擬裁判大会に参加し、書面・弁論の優劣を競います。
- ・活動日程：7月12・13日 Japan Cup (東京)、12月下旬 Jessup (東京) に備えて毎週水曜日に活動しています。
- ・先輩へのメッセージ：ご支援ありがとうございます。先輩方が築いた当倶楽部の伝統に恥じぬよう一同精進してまいります。先輩方に劣らぬ好成績を収めるべく努力していきますので、ご指導・ご鞭撻よろしく願いたします。

### ○法社会学研究会 (代表 2年 真砂一成)

- ・メンバー：4年生8名・3年生6名・2年生4名・1年生4名
- ・活動内容：社会の抱える問題や事柄からテーマを選択し、法学的観点からのみに留まらず政治学的・社会的観点からもアプローチして、他人の考え・主張を聞き己の視野を広げ、問題に対する理解を深めます。
- ・活動日程：前期は、これからの日本において加速していく課題であろう高齢者福祉について「介護」をテーマに毎週一回認識を深めていきます。
- ・先輩へのメッセージ：ご支援ありがとうございます。日々の活動に精進することが私たちメンバーの、ご支援に報いることと思ひより一層種々の活動に努めていく所存です。

### ○仙台模擬国連 (代表 2年 湯澤悟)

- ・メンバー：4年生34名・3年生22名・2年生27名・1年生43名
- ・活動内容：各人が世界各国の大使になりきり、国連総会をシミュレートします。年2回開かれる会議での決議採択を目標にしており、活動を通じて国際問題への多角的な視点を養成し、包括的な解決を模索し国際理解を深めるよう図っています。
- ・活動日程：6月に前期会議、12月に後期会議があり、それに向けて準備を火曜・金曜に行います。
- ・先輩へのメッセージ：本年より新しく加わりました。これからもより一層充実した活動になるよう一同努力して参りますのでよろしく願いたします。

## ○Negoistic ! (代表 4年 富田真梨子)

- ・メンバー：4年生10名・3年生4名・2年生1名
- ・活動内容：交渉・仲裁のスキル向上に励み、毎年開催される大学対抗交渉コンペティションで、全国の大学生と国際的取引を巡る仮設事例について交渉・仲裁の腕を競います。国を跨いだ企業間のビジネスや紛争に関する問題に、日本語のみならず英語での交渉・仲裁にも取り組みます。
- ・活動日程：11月29・30日のネゴコン本番に向けて5～7月隔週ミーティング、8月・9月に他大学との練習試合や現役裁判官による指導も予定し、ノウハウの蓄積を進めます。
- ・先輩へのメッセージ：昨年から自主ゼミとして活動を始めました。全員で大学対抗ネゴコンでの優勝の目標に向かって準備・練習を重ねています。まだ駆け出しのゼミですが、メンバー・ご協力くださる方々双方にとっても有意義な活動となるよう努力してまいります。なにとぞよろしく願いいたします。

## 本部だより

### (1) 平成25年度収支決算(案)と平成26年度予算(案)

平成25年度は、19年度以来久しぶりに名簿を発行しました。6年前よりも発行環境が厳しいとの判断から、多少の赤字を覚悟でスタートさせたのですが、広告収入・個人賛助収入並びに名簿販売収入で作製費用を賄うことができました。これらは、すべて会員の皆様のご協力の賜です。特に、全国各支部長を通じて重ねて広告・賛助のお願いをいたしましたところ、各支部長・役員の方々には大変なご努力を頂きました。また、名簿購入につきましても、最終段階で再度ご協力をお願いいたしましたところ、沢山の方々にご快諾を頂き、結果として前回と同じく1000部を突破することができました。皆様のご協力に対して、あらためて心から感謝申し上げます。しかしながら、会費収入が予算を下回ったことや予定外の雑費支出が増えたことなどから、若干予算を超える支出超過となりました。この規模は、運営基盤に影響するものではありませんが、平常運営に戻る平成26年度は、納入会員1300名を実現して通常経費を確保する必要があります。会員多数のご協力をよろしく願いいたしますとともに、同期会・支部総会などでお声掛けいただければ幸いです。

## ★収入の部

単位:円

項 目	25年度予算	25年度決算	予算対比	26年度予算
1)会費等	5,046,500	5,034,000	-12,500	5,252,500(年会費・新入生会員および通常会員)
2)利 息	3,200	2,034	-1,166	2,034(実績勘案)
3)広告料	1,500,000	1,658,000	158,000	0
4)雑収入	3,508,500	4,067,500	559,000	17,500(名簿販売・実績勘案)
合 計	10,076,200	10,761,534	685,334	5,272,034

## ★支出の部

項 目	25年度予算	25年度決算	予算対比	26年度予算
1)会議等	300,000	282,106	-17,894	310,000(実績勘案)
2)事業費(会報発行ほか)	6,160,000	6,284,586	124,586	1,050,000(会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,822,500	2,916,098	93,598	2,877,500(旅費・人件費等 実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	720,000	717,312	-2,688	720,000(会報郵送料ほか 実績勘案)
5)振替手数料	180,000	200,960	20,960	170,000(実績勘案)
6)その他(宮城支部への寄付金振替)	0	500,000	500,000	
合 計	10,182,500	10,901,062	718,562	5,127,500

## ★収支差額の部

項 目	25年度予算	25年度決算	予算対比	26年度予算
1)期間収支差益	-106,300	-139,528	33,228	144,534
2)前期繰越金	22,807,950	—	—	22,668,422
3)次期繰越金	—	22,668,422	—	22,812,956(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益ともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

## (2) 平成25年度法学部同窓会行事予定

平成26年	8月22日	法科大学院部会総会
4月4日	法学部新入生オリエンテーション講演 [法学部第3講義室] (石井名誉教授)	8月27日 本部役員・宮城支部職域幹事懇談会 [ホテル法華クラブ仙台]
4月23日	第1回常任理事会[ホテル法華クラブ仙台]	9月5日 東北芝蘭会総会 [ホテル法華クラブ仙台]
4月25日	法祭大 [エルパーク仙台]	10月11日 平成26年度理事会 [片平エクステンション教育研究棟]
5月12日	学術振興基金支援グループ懇談会 [法学部小会議室]	10月 青森支部総会
5月16日	東海支部総会 [ホテルキャッスルプラザ チャイナ&ダイン園]	10月24日 福島支部総会 [杉妻会館]
6月7日	広島支部総会 [メルパルク広島]	11月7日 平成26年度同窓会総会・東京支部会総会 [学士会館]
7月7日	平成25年度会計監査 [法学部小会議室]	11月14日 宮城支部総会 [ホテル法華クラブ仙台]
7月7日	学術振興基金理事会 [法学部小会議室]	11月 新潟支部総会
7月9日	学術振興基金申請採択連絡会 [法学部小会議室]	平成27年
7月11日	岩手支部総会 [ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング]	1月23日 大阪支部総会[アサヒスーパードライ梅田]
7月18日	同窓会「会報」第41号発行	1月28日 第3回常任理事会[ホテル法華クラブ仙台]
7月24日	秋田支部総会 [ルポールみずほ]	2月 本部役員・宮城支部職域幹事懇談会 [ホテル法華クラブ仙台]
7月25日	第2回常任理事会[ホテル法華クラブ仙台]	3月25日 法学部卒業祝賀会[ホテル法華クラブ仙台]
8月22日	北海道支部総会 [ビヤケラー札幌開拓使サッポロファクトリー店]	支部総会日程については随時同窓会ホームページの 活動状況に更新データを掲示しております。 ご参照ください。

## (3) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金(理事長:稲葉馨教授)では、平成25年度に①大学院生の研究紀要である「東北法学」刊行へ150千円 ②模擬裁判実行委員会へ100千円 ③無料法律相談所④法社会学研究会⑤倶楽部国際法へ各々90千円 ⑥法科大学院生の司法試験受験対策のための萩法研究会へ360千円 新たに⑦ソーシャルサイエンスアカデミー(SSA)へ20千円の合計900千円の助成を行いました。これにより「東北法学」は紀要42号(25年9月)・43号(26年3月)を刊行、模擬裁判は11月16・17日に川内萩ホールにおいて「ほころび」児童虐待を考える一をテーマに第62回公演を、さらに二華中・高での出張公演も実施しました。無料法律相談所では39件の相談に対応し8月には北上市出張相談(20件)を実施し、さらに10月のホームカミングデーで萩ホール前特設テントでの活動紹介・相談を行いました。法社会学研究会では前期に「司法福祉」で延べ9回・後期に「日本国憲法改正問題」で延べ7回の研究会を開催、倶楽部国際法は日本語部門で夏季準優勝・冬季優勝と活躍しました。萩法研究会は8月から9月に延べ10回の勉強会を開催しました。SSAは文献購読を進めました。今年度は助成対象を拡大して支援を行います。

## (4) 平成25年度版同窓会会員名簿刊行

前回平成19年の発行から6年ぶりに会員名簿を刊行しました。前回までは4年ごとに作成していましたが、これを5年ごとのサイクルに切り替え、今回は震災のためさらに1年延期しての発行となりました。会員名簿の発行に関しては、平成17年の個人情報保護法の成立以来逆風が吹き荒れており、いずれの同窓会も対応に悩んでおります。当法学部同窓会においては、19年度版の刊行を承けてデータの最新情報を反映すべく、日常活動の中で会員から寄せられる情報および毎年の「会報」発送による情報をベースにデータの補正を行い、さらに名簿発行前年に皆様にデータ内容確認をお願いして編集作業を進めました。名簿を手元に置いて、同期のみなさん・先輩後輩のつながりを強めてください。購入部数の減少に悩まされる同窓会の話も多く耳にしますが、おかげさまで前回発行時並みの1000部の大台を超えることができました。また今回は、支部同窓会をお願いして協賛広告の上乗せに多大のご協力を賜りました。各支部役員の皆様に改めてお礼申し上げます。最近の若手会員にはデータ掲載を望まない傾向がありますが、東北大学そして法学部という同窓の絆があってこそその現在があります。そうした誇りを胸に同窓会とお付き合いいただけることを願っております。

# 支部だより

## 北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成25年度総会を平成25年8月23日、札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。当日は、同窓会本部より、渡

北海道支部では、平成25年度総会を平成25年8月23日、札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。当日は、同窓会本部より、渡



長年にお世話になりました。また、場一致で承認されました。また、長年にわたり東北大学法学部同窓会北海道支部にご貢献された安井吉典顧問（S15卒）の訃報をご報告いたしました。その後、久しぶりにご参加くださいました斎藤哲也さん（S31卒）の乾杯により、ピール会が開始されました。渡辺会長と清水事務局長からは、法学部同窓会の活動状況や大学のエコバック、大学基金のリーフレットをお配りいただき、大学の近況をお聞きしました。また、例年同様、参加いただいた会員のみなさまからは、ユーモアを交え一言ずつ近況報告がなされました。

今年も例年よりも参加人数が多く、初めてご参加くださった若手会員も複数名いらっしゃったことから、いつもにも増して活気のある楽しい同窓会となりました。

最後は、初めてご参加いただいた村上恵也さん（H20卒）の締め乾杯で、和やかに終了いたしました。本部より会長および事務局長にご参加いただくようになりまして、現在の大学の状況をお聞きできるように、出席者が増加しているように思われます。

次回は、平成26年8月22日（金）18時から札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使で開催いたします（25年度と同じ場所です）。会員のみなさまのご参加をお待ちするとともに、お近くにお住りの方がいらつしやいますら、ぜひご紹介くださいませう、お願いいたします。平成以降に卒業された若い方も出席されていますので、ぜひ若い方にも気楽に参加いただければと思います。

（北海道支部事務局 H4年卒）

## 青森支部

佐々木 透

青森支部では、平成25年度総会及び懇親会を、平成25年10月29日（火）、青森市内のウェディングプラザアラスカにて開催しました。当日は、井畑明夫氏（S31）以下35名の出席がありました。支部長挨拶のあと、H24年度決算・H25年度予算案が承認され、引き続き懇親会となりました。

青森支部は、青森県庁・地元金融機関の会員が大半を占めておりますが、昨（H24）年当支部が再開したことを伝え聞いて、新しく青森県に転入してきた宮崎秀一氏（S51）・庄子邦明氏（S52）の出席もありました。一年振りの先輩後輩の交流・異業種交流等深まる秋の夕べの2時間程を楽しく過ごしました。

最後に「青葉燃ゆる」を斉唱し、来年度の再会を約し、盛況のうちに御開きとなりました。今後も法学部同窓生の貴重な交流の場として本会を大事にしていきたいと思っております。

（青森支部長 S38年卒）

## 秋田支部

嵯峨 正博

平成二十五年度の総会は昨年七月二十四日に開催されたが、事情があつて直前に開催日、開催会場が変更になったことや、いつも来賓に迎えている佐竹秋田県知事が出席出来なかつたこともあり、会員の出席者は二十四名と前年の四十名を大幅に下回つてしまつた。

当日は来賓に渡辺達徳法学部長、清水廣行同窓会事務局長を迎え、こじんまりした会合であつたが和気あいあいに終始した会となつた。

庄巻は二次会である。二次会には佐藤博身支部長（昭四十二年卒）以下、来賓を含めほぼ全員が出席し、全員によるカラオケ大会を盛大に繰り広げ、非常に盛り上がったものとなつた。

昨年の以降の会員の動向を一部述べると、副支部長の一人である三浦正隆三種町長（昭五十二年卒）は任期満了に伴う町長選挙で、平成二十六年五月十三日無投票再選が決まつた。副支部長の一人、不肖筆者の小生であるが、満八十歳となり同窓会役員を引退する時機だが、昨年の



### 岩手支部

#### 「平成25年度岩手支部 総会開催される」

佐野 淳

年東北大学助教(教養部)、昭和四十年東北大学教授(教養部)、静岡大学学長、その後秋田経済法科大学学長等を歴任された。専門は憲法。合掌。(S31年卒)

平成25年度岩手支部総会は、平成25年7月12日(金)午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて開催された。当日は25人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から渡辺達徳同窓会長(法学研究科長)及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

株主総会で勤務会社の監査役再任(任期四年)が決まり現役勤務が続くこととなったため同窓会役員もしばらく続けることにした。

最後に計報。

当支部顧問の丸山健さん(昭二十一年卒)が平成二十六年四月九日逝去されました。享年九十二歳。丸山さんは昭和三十

し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、千葉茂樹岩手県副知事(S52年卒)の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次の若い順に行い、終始和気藹々とした雰囲気では進行した。

本年度の総会には、卒業したばかり(H25卒)の会員の参加もあり、初々しい近況報告が聞かれたほか、例年どおり、年配会員からは、人生訓等含蓄あるお話、非常に勉強になる話を伺うことが出来た。現職会員は仕事の話題が中心ではあったが、各自、それぞれの立場で活躍していることが伝わってきた。このように、年配、現職会員双方から、意義深い話が聞けるのが、当会の特長と再認識したところであり、大盛況の中で会を終えることが出来た。

若年会員の出席が得られてきたことは喜ばしい所であり、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や

各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

廣田淳副支部長(S50年卒)の中締めでお開きとなった今回の総会であるが、満足気に会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度開催している総会・懇親会での楽しい再会を期したところである。(岩手支部事務局長 S57年卒)



### 宮城支部

酒井 昌 弘

#### 一 宮城支部・本部合同

二五年度総会開催

十一月十五日(金)、法華クラブで開催。出席会員数は80名と近來にない賑やかな規模となりました。今回は職域グループの参加率がよく、七十七銀行16名、宮城県庁15名、東北電力11名と大勢の会員が出席しました。次回は、在籍数の多い仙台市役所や法曹界、そして参加が少なかったOG(4名)の皆さんにもさらに強力にPRしようと思っております。出席者中の最年長の先輩は勅使河原安夫氏(S24)で、88歳のご高齢ながら今でも現役の弁護士として活躍をしておられ、元気なお顔を見せました。最年少は(H25)川北億人、米坂碧氏(共に七十七銀行勤務)が出席し、その年代差は実に七四年と幅の広い世代が一緒に参加する、意義深い大会となりました。会場には東北大学OBのシンガソングライター小田和正氏作詞作曲による「緑の丘」の軽やかで美しいメロディが流され、新校友歌として紹介されました。



総会は渡辺達徳同窓会長が開会挨拶。第二部の懇親会は、勅使河原先輩の乾杯のご発声です。タート、歓談の中で秋の叙勲で旭日双光章を受章された田畑精治（S34）、東北電力会長・高橋宏明（S38）、東京支部会事務局長・澤田淳（S45）、宮城県副知事・三浦秀一（S47）、七十七銀行常務・鈴木勇（S52）、仙台市太白区長・庄司克茂（S54）、七十七銀行新人・米坂碧（H25）の各氏と、大震災被災地の雄勝で復興支援活動に取り組んでいる立花貴氏（H6当日飛入り参加）が挨拶しました。また、招待された現役学生の皆さん〔模擬裁判実行委員会〕佐藤智哉、〔東北法学〕刊行会 加藤雄大、〔無料法律相談所〕金井哲志、〔倶楽部国際法〕中道証貴が元氣よく挨拶し、会場から大きな拍手を浴びました。最後に



阿部純二副会長（S30）が「若い年代（※平成卒出席者30名）の出席が多くなったのは大変喜ばしい。共に力を合せ、東北復興のために頑張ろう」との閉会挨拶があり、締め括りとなりました。

二 第八回東北芝蘭会総会開催  
〔H18年設立・東北ブロック居住の法学部OG約230名がメンバー・藤田紀子（S43）会長〕十二月十二日（木）、法華クラブで開催。法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力で現役として活躍している会員一名が出席。来賓として渡辺達徳法学部長と吉田正志名誉教授をお迎えし、佐藤幸代さん（H11仙台市役所）の司会で進行了ました。事務局より同窓会報（S63年号）に寄稿した有賀美智子さん（故人S7卒後、大蔵省入省。当時、国民生活センター長）の記事が紹介され、「芝蘭会」の元々由緒は、S5年頃に法文学部の女子学生八人をメンバーとする会ができ、当時の中村法文学部長に「芝蘭会」と命名して頂いたのが始まりだった旨が報告されました。恒例になっている卓話はメンバーの三浦じゅん弁護士（H16）がご主人のアメリカ留学にあわせて、ご自分も語学留学した一年間の経験談を楽しくお話してくれました。赤ちゃんも出来たということでおなかを大きくしておられ、出席者一同から祝福の喝采を浴びました。メンバーの豪快な飲みっぷりは相変わらずで、「酒乱会」と陰口を云われるのも宜なるかなという感じでした。



三 役員幹事懇談会

在仙の同窓会員が所属する主要職域グループ（宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界）、東北芝蘭会、法科大学院部会の計七グループの世話役担当幹事と同窓会役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では渡辺達徳法学部長（民法担当）に「民法（債権法）改正―法典の編纂・改正

に寄せて」、下期会では坂本忠久教授（日本法制史担当）に「江戸町人の町触願とその裁定をめぐる幕府の原則」と題して卓話をして頂きました。第二部の懇親会では、現役バリバリの各幹事より各界の動きや当面する問題状況などについて報告を聞きながら、楽しく杯を交わしました。

（支部事務局長 S43年卒）

## 福島支部

### 「福島支部総会を開催いたしました」

矢吹勇雄

平成25年10月25日（金）に第34回東北大学法学部同窓会福島支部総会が開催され、支部会員26名の出席のもと、平成24年度事業報告及び決算の承認並びに平成25年度事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

懇親会には27名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、行政分野などでそれぞれ御活躍されている方々が、分野を超えて、そして世代を超えて一同に会し、交流を深めることができるのが同窓会の大きな魅力のひとつです。今回の懇親会でも、大いに交流を深めることができましたのではないのでしょうか。

恒例となっております小講義として、専門の民法から「民法（債権法）―法典の編纂・改正に寄せて―」をテーマに、現在改正作業が進められている民法典に関して諸外国の改正の例や平成25年2月に出された中間試案について、いくつかの論点を挙げていただきながら、熱のこもった講義をいただきました。知的刺激に触れることができ、学生時代に戻ったような講義の緊張感、臨場感を久しぶりに思い出しました。

清水事務局長からは、同窓会他支部の活動状況をはじめ、学生の活動など学内の近況についてお話いただきました。また、東北大学の卒業生である小田和正さんの作詞・作曲による校歌「緑の丘」をご紹介いただきました。

福島支部としましては、引き



TEL 090-7321-6961 (携帯)

## 東京支部

みちのくの現況にふれ、  
和気藹々の140名余の  
総会

安田 麻子

平成25年度東京支部総会は、  
11月8日(金)午後6時より、

続き支部長以下、支部会員の皆様の親睦を図るとともに母校東北大学法学部や同窓会本部との絆を一層強めるべく活動をしてまいります。

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるような、そして、参加していただいた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいりますと思えます。今年度の福島支部総会・懇親

会も10月24日杉妻会館での開催を予定しております。福島県内にお住まいの会員の皆様には是非御参加くださるよう、よろしくお願いいたします。(是非一度足を運んでみていただければ幸いです。)

なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、末尾の番号まで御連絡ください。会員の皆様の多数の御参加を心よりお待ちしております。

(支部事務局担当  
矢吹 勇雄(やぶき いさお)平成11年卒)

学士会館202号室にて開催されました。

事務局佐藤誠さんの司会で始まり、清野智会長挨拶のあと、渡辺同窓会会長より最近の母校と学生についてのお話がありました。その後、議事は事務局長澤田淳さん(昭和45年)の会務報告、野神照幸さん(昭和52年)からの会計報告が続きました。なお、本年度より新たに、丸山杉生さん(平成1年)、二階堂忠春さん(平成5年)が理事に加わりました。

そして、その日の前半のメインイベント。新理事の二階堂さんより、本日の講師をお願いしている立花貴さん(平成6年)を紹介、立花さんからは、「産業復興と教育で新しい町づくり

—大震災で人口の8割が流出した過疎地域からの挑戦—と題した、お話をいただきました。東日本大震災後、東京から雄勝町へ住民票を移し、東京と雄勝間・片道約500Kmの道のりを2年半で280往復、首都圏から企業人や文化人延べ、300人を雄勝へ連れ、地元の人たちとともに、日本の新しい町づくりに取り組んでいる活動の様子を拝聴しました。「心が喜ぶ働き方」を実践する立花さんの熱意の込められた講演に、

幅広い世代の同窓生の方々が感銘を受けていた様子でした。

続いて部屋を201号室に移しての懇親会。前副会長の樋口陽一さん、前会長の庄司昊明さんによる乾杯の音頭で、会の開始となりました。今回の出席者数は、140名余、なかなかの盛況でした。高橋郷巨さん(平成8年)と安田麻子(平成10年)の二人の進行により、同窓生同士、和気藹々のひと時の交歓の場を盛り上げたつもりでした。

一言スピーチでは、久しぶりにご出席されたという老岐一郎さん(昭和28年)のお話、映画監督の飯塚俊男さん(昭和46年)



から「ブッチーニに挑む 岡村喬生のオペラ人生」、ドキュメンタリー・プロデューサーの小西晴子さん(昭和58年)からは「私の海と生きる」(仮題)の紹介などがありました。また、薬

瀬進さん(昭和48年)、枝野幸男さん(昭和62年)、森雅子さん(昭和63年)その他多くの皆さんからも近況報告をいただきました。多彩な話題に触れて会場の皆さんの会話が弾み、懇親会に華を添えていました。本年度総会は、来る11月7日(金)18時より、本部と合同で開催されます。さらに多くの同窓生が集うのを期待しています。

(東京支部会理事 平成10年卒)

## 新潟支部

同窓会新潟支部便り

内藤 俊彦

新潟支部総会は、平成二十五年十一月五日に、二十三名の支部会員が出席して、信濃川河畔に臨む新潟ランドホテルを会場として、開催された。同窓会本部からは、東北大学大学院法学研究科教授大内孝先生(昭和

六十年卒)と東北大学法学部同窓会事務局清水廣行さんにおいでいただいた。総会は、かたどおり、平成二十四年度事業報告および決算報告、並びに平成二十五年度事業計画および予算案の審議を行い承認された。

引き続き開かれた懇親会では、来賓として大内先生と清水さんのご挨拶をいただいた。

大内先生からは法学部の教育研究の現状についてお話があった。お話の中で、東北大学法学部(現行の制度は、教育研究の基本的な組織を学部から大学院に移行させているから、ここでは法学研究科とするのが正しいと思うが、旧による)は教育研究の自由と発展への信念を貫いて、長期的見通しの下で計画を立てていること、先生ご自身が一つの研究テーマに十年間専念される自由を与えられたこと、

がご披露され、出席者に感銘と勇気を与えた。この貴重な時間を割いて新潟にお出でいただいたことに、あらためてお礼を申し上げたい。清水事務局長からは東北大学法学部の現在の様子や同窓会の活動についてお話をいただいた。

懇親会は数年前に出身地の新潟に移住された広島大学名誉教授金澤文雄先生(昭和二十六年卒)のご発声によって始められ、出席者それぞれから近況報告がなされ、和気藹々の中で会が進められた。中締めの後、ホテル内で席を移して二次会がつけられたが、とりわけ若い会員

の活気溢れる会話が遅くまで続いた。老齢の記者も楽しく話に加わって、疲れを忘れたほどであった。

今年度は前年に続いて大内先生にご出席いただいて、前記の通り感銘深いお話をいただいたのだが、この日(十一月の第一土曜日)は大学院法学研究科の入学試験ということで、同窓会長渡辺達徳先生のご出席のご都合が付かなかったのである。次回は同窓会本部と日程を調整して、渡辺先生にご来臨いただき、新潟の銘酒を賞味していただく機会を作りたいと考えている。

「チャイナ&ダイン園」において、仙台から同窓会長の渡辺達徳教授、及び同窓会本部の清水廣行事務局長にお越しいただき、恒例の東海支部同窓会総会及び懇親会が開催された。

参加者は、上記お二人のほか、経和会(経済学部同窓会)から伊藤伍郎副会長、当支部会員が昭和39年卒の永浦会員から平成26年卒の影山会員まで25名、合計28名であった。かつては参加者が法曹界に偏りがちであったが、最近は各分野の方々にご参加いただいている。

最初に、東海支部の支部長を務めてこられ本年亡くなられた故藤山祐司会員(昭和29年卒)をはじめとする物故者に黙とうをささげた。引き続き総会の議事に入り、まず後任の東海支部長に近藤淳一会員(昭和39年卒)を参加者全員一致で推挙し、次に決算が承認された。引き続き、清水事務局長に昨年の同窓会報発行後の同窓会行事等について説明があり、本学出身の小田和正氏作詞作曲の新校友歌「緑の丘」の披露をこのことであったが、会場の関係でそれはお預けとなった。その後、渡辺同窓会長による法学部の現状についてのお話と乾杯のご発声で懇親会となった。階段教室

## 東海支部

### 東海支部総会のご報告

梶田 晋

平成26年5月16日(金)午後6時30分から、名古屋駅前にあるホテルキャッスルプラザ2階

「チャイナ&ダイン園」において、仙台から同窓会長の渡辺達徳教授、及び同窓会本部の清水廣行事務局長にお越しいただき、恒例の東海支部同窓会総会及び懇親会が開催された。

参加者は、上記お二人のほか、経和会(経済学部同窓会)から伊藤伍郎副会長、当支部会員が昭和39年卒の永浦会員から平成26年卒の影山会員まで25名、合計28名であった。かつては参加者が法曹界に偏りがちであったが、最近は各分野の方々にご参加いただいている。

最初に、東海支部の支部長を務めてこられ本年亡くなられた故藤山祐司会員(昭和29年卒)をはじめとする物故者に黙とうをささげた。引き続き総会の議事に入り、まず後任の東海支部長に近藤淳一会員(昭和39年卒)を参加者全員一致で推挙し、次に決算が承認された。引き続き、清水事務局長に昨年の同窓会報発行後の同窓会行事等について説明があり、本学出身の小田和正氏作詞作曲の新校友歌「緑の丘」の披露をこのことであったが、会場の関係でそれはお預けとなった。その後、渡辺同窓会長による法学部の現状についてのお話と乾杯のご発声で懇親会となった。階段教室

があつたところが更地となっており、建替え予定であるとのお話には、出席者から感嘆の声が上がった。その後は、四卓に分かれての懇親であったが、しばらくするとあちこちで卓を越えて懇親の輪が広がって近況の報告や交歓がなされた。宴の最後は、応援団出身の加藤雄一会員(平成7年卒)のリードの下、参加者全員で学生歌を合唱してお開きとなった。最後にありますが、この会報をご覧の東海地区(愛知、岐阜、三重、及び静岡)在住の同窓各位におかれましては、来年以降の総会懇親会には是非ご参加いただきたく、お誘い申し上げます。毎年5月中旬の金曜日に開催予定(詳細は未定)です。平成25年11月に発刊された同窓会名簿に基づいて東海支部総会懇親会のご案内をお送りしておりますが、幹事において把握しきれない同窓各位もおられることと存じますので、ご案内が届いていないという方は、ぜひ私宛にご一報いただければと存じます(連絡先0521-22116871(野浪・梶田法律事務所)。以上 (H8年卒)

## 大阪支部

### 大阪支部同窓会報告

藤原 武士

平成26年1月24日、今年も大阪支部の同窓会が、大阪梅田にあるフェニックスタワー地下1階、ピアホール「スーパードライ梅田」で開催されました。仙台からも、渡辺法学部長、清水同窓会本部事務局長がご出席され、仙台や大学内の現況について、お話し下さいました。同窓会常連には、清水先輩は顔馴染みであり、若い卒業生は渡辺先生を懐かしく思い、仙台から来賓として来ていただけのこととは、大変ありがたいことです。昨年、秋談の前に講話をしていただくことになり、今年は大石真先輩(京都大学法学部教授)から、憲法や最高裁判所について、大変興味深いお話をいただきました。

昨年度から、同窓会大阪支部の支部長が黒田京子先輩から、藤田勝利先輩へとバトンタッチされ、藤田先輩が就任のご挨拶をされました。そして、いよいよ、牧野嘉信先輩の乾杯の音頭で、秋談が始

まりました。

常連のようにご出席いただけ  
る大先輩に混じって、若い卒業  
生の方も出席してくれるのが大  
阪支部の同窓会です。毎年、就  
職や司法修習生として、関西地  
方に住み始めた若い卒業生が出  
席されています。

大阪で暮らしていると東北大  
学出身者に出会うこと  
が滅多にありません。  
この同窓会では、八  
木山下で下宿していた時  
の話や東北大学の話が  
できます。

出席された方から、  
近況報告がされまし  
た。何を話しても、何  
をしても良いので、「岸  
壁の母」を熱唱してい  
ただいた先輩、ラスベ  
ガスで豪遊した話をし  
てくれた先輩、大学の  
テストで学生のカンニ  
ングを捕まえた話をし  
てくれた先輩等、楽し  
いお話が聞きました。  
会の終盤に入り、前大  
阪支部長であった黒田  
先輩から、ご挨拶があ  
り、その後、毎年、恒  
例となっている、東北  
大学学友会応援団長で  
あった山本敏信先輩の

エールの下、全員で学生歌を歌  
いました。

例年であれば、ここで閉会な  
のですが、今年は、集合写真を  
撮って閉会となりました。少な  
くとも、私が出席してから、集  
合写真を撮った記憶がないの  
で、初めて撮ったのかもしれま  
せん。



来年の同窓会は平成27年1月  
23日午後7時、場所は同じく  
フェニックスタワー地下1階、  
ピアホール「スーパードライ梅  
田」となります。まだ参加され  
ていない方もお気軽にご参加  
ください。来年も宜しく願いま  
す。(H8年卒)

### 広島支部

#### 広島支部同窓会報告

桑江 康 一

広島支部の第7回総会・懇親  
会を平成25年6月1日にメルパ  
ルク広島で開催しました。昭和  
39年卒から平成23年卒までの幅  
広い年代に法学部以外の学部卒  
業生も交えて22名が参加しまし  
た。本部からは新学部長の渡辺  
教授・同窓会長と清水事務局長  
にご出席いただきました。

松井幹事の司会により支部長  
挨拶後総会議事を行い、事業報  
告・決算案、事業計画案・予算  
案並びに支部役員改正案がい  
ずれも原案通り承認され、引き続  
き前役員が担当業務を執行する  
ことになりました。

渡辺会長からは、東北大学及  
び法学部の震災後の復興状況・

地域への取り組み現況・法科大  
学院と学部の実況についてのご  
報告・ご説明をいただきました。  
中国地方で居を構える我々に  
とっては、こうした情報に接す  
る機会がほとんどなく、貴重な  
お話でした。速やかな震災復興  
を強く期待し願っております。

司法試験合格者数増減に端的に  
表れている法科大学院の現況が  
最大関心事の一つですが、法学  
部全体で改革・改善に着手し  
期待される成果を目指す  
とのことですので期待を  
持つて見守りたいと思  
います。大学の情報発信や  
優秀な学生の確保等に  
微力ながらも広島支部と  
してもサポートできれば  
と願っております。

懇親会は恒例の記念写  
真撮影後、総会同様松井  
幹事の司会進行、清水事  
務局長の乾杯発声でス  
タート。「仙台で学んだ」

「東北大学で学んだ」と  
いう世代・学部を超えた  
共通体験に裏打ちされた  
「第二のふるさと・仙台」  
に対する思いが強く伝わ  
る、和気藹々の雰囲気  
満ちた懇親会になりました。

毎回思いを新たに、  
大いに盛り上がるセレモ

ニーになっています。清水事務  
局長のリードで学生歌「青葉も  
ゆるこのみちのく」を全員で高  
らかに歌って総会・懇親会を終  
えました。

閉会後は、これも恒例になっ  
ている「広島のお酒を楽しむ」  
二次会場へ移動し、渡辺会長・  
清水事務局長にも引き続きお付き  
合いただいたいて、更なる懇親を  
深めることが出来ました。第8  
回(平成26年度)総会・懇親会



は去る6月7日にメルパルク広島で開催されました。広島三大祭の一つ「とうかささん（稲荷さん）」の中日に当たり、市内中心街は露店やゆかた姿の老若男女で夜遅くまで大変賑わったことでしょう。この報告は来年の会報掲載です。

（広島支部長 S 43卒）

## 法科大学院部会

### 平成25年度東北大学 法学部同窓会法科大学院 部会総会報告

平成25年8月23日、東北大学法学部同窓会法科大学院部会（ロースクール同窓会）の総会及び講演会並びに懇親会が行われましたので、以下、ご報告いたします。

〔第1部〕総会（午後4時30分～午後5時）

木山副部会長が司会進行を務め、伊藤部会長の挨拶で総会を開会しました。

院長挨拶では、成瀬幸典法科大学院長より東北大学法科大学院の現況の報告がありました。

協議事項としては、ロースクールの継続教育について、協議がなされました。

成瀬法科大学院長より、若手中堅の弁護士向けに、ロースクールを利用して、講義やセミナーを実施したい、在学中は選択しなかった科目を勉強したい等のニーズがあれば、夕方以降、あるいは土日を利用して開講したいのお話がありました。

上記のご提案について、同窓会として、どのようなニーズがあるのかを調査していくこととなりました。

それに引き続いて、伊藤部長より、同窓会の活動報告として、総会、講演会の企画・運営、萩法研究会同窓会名簿の改訂等について報告がありました。

また、佐藤裕一萩法研究会事務局長より、萩法研究会の活動報告や、開催日程を夏に変更したこと等について報告がなされました。

最後に、三橋副部会長より閉会の挨拶があり、総会は閉会しました。

〔第2部〕講演会（午後5時～午後6時30分）

総会終了後、石井彦壽先生の講演会が開催されました。

石井先生は、本学開校直後の平成16年4月から平成23年3月まで、本学で教鞭を執られ、平成23年4月からは東北大学の名誉教授に就任されています。

今回は、「正義の女神と自由の女神の不思議な関係」と題して講演をしていただきました。

欧米の裁判所等に飾られている「正義の女神」がなぜ目隠しをしているのか、といった興味深い話に始まり、様々な形で現れる正義（平均的正義と配分的正義）と経済的自由の関係、そしてアメリカにおいてそれらがどのように位置づけられているかといった、アメリカの政治・経済学も踏まえた示唆に富むお話を伺うことができました。

その後の質疑応答でも、石井先生は、質問に対して一つ一つ、丁寧に受け答えされています。

今回の石井先生の講演は、法律論の世界に留まらない、大変興味深いお話を拝聴でき、非常に有意義な講演会になったと思います。

講演会終了後、アークホテル仙台・青葉通にて、懇親会が行われました。

修了生、在校生並びに教員の先生方合わせて約80名の参加があり、交流を深めました。

以上

## 同期会だより

### 38年卒同期会

#### 38 J 入学50周年記念の集い

東北大学法学部入学50周年の平成25年、記念の集いを仙台で38 J 同窓生が多く集いて開催したいと、近年来在京の仲間から企画を要望する声も清藤君他に寄せられていた。平成24年6月、清藤君の声掛けに集まり、在仙者が世話人となり記念の集い開催を企画することを確認、代表世話人と事務局を清藤君が兼ねることで検討会がスタートした。11月の二回目検討会で記念の集いを平成25年9月14日、秋保温泉ホテルニュー水戸屋とし、会計を一條君他運営の役割を各自に分担、案内状を平成25年4月上旬に現存する名簿先宛に発送、出欠の返送日を経て三回目を5月、以後7月、9月と5回の世話人検討会を行った。入学147名、逝去された方々所住不明を除く123名に案内状送付、転居不明

13名、未回答23名、欠席52名あり、結果出席者35名による記念の集いを無事開催に漕ぎ着けることができた。大震災後の仙台的地に集う事が50周年記念なのだとして18時開宴、20時別会場の二次会、幹事部屋で深夜までと元気で豊かな語り、近況報告に含まれる人生の彩り、これからの生き甲斐の披露等々楽しく愉快で真に充実した一夜



であった。また、欠席者からの近況報告も夫々の状況が読み取れた興味深い中身だったが、体調不良で出席出来ない方々も居られる、夫々の健康の回復と維持を心から祈念し、我が身の事といたしたい。11月6回目の集まりを会計報告と世話人の慰勞会として行った事はいうまでもない。今回の38入学生50周年記念の集いを成功裏に開催、運営出来たのは全て清藤法律事務所

の女性事務員の方の労力の賜物、心から感謝申し上げる。  
(世話人 久間木孝志記)

### 35 J会

#### 卒業50周年記念35 J会

昭和35に入學した我々は、毎年3月5日に35 J会と称して、同級会を東京で開催している。今年が卒業後50年を迎えることから、大震災から3年経過した被災地の状況を見てもらうとともに、会員同士の親睦をゆつくりと図るため、4月17・18日、会場を南三陸町のホテル親洋での開催になった。このホテルは震災時には地域住民の避難所として大いに活躍し貢献した。当日、遠くは札幌から、あるいは

神戸からと44名の参加者があった。4月17日仙台駅に12時過ぎに集合し貸切バスで川内に向かった。中善並木を歩く予定であったがバスの駐車が無理で、車窓から「若き日の友情と感激のために」の中川先生書の碑と満開の桜並木を観て川内をあとにし、一路南三陸町を目指した。途中車内で池上、横山両君から車窓から見える被災地の状況の説明があった。また清水君手配の、昨年出来た小田和正作詞作曲の新歌友歌「緑の丘」が披露された。大学(工学部出身)の後輩の歌ということでも話題になった。ホテル親洋に到着後、そのまま、ホテル手配の震災の語り部に同乗してもらい、約2時間南三陸町内の被災地を見学した。3年経過してもなかなか復興が進まない状況の中、被災時の様子と現状を語り部に詳しく聞いた。海拔20メートル以上の高台にあった戸倉中学校がそれ以上の高さの津波に襲われ、

今は廢墟の校舍建物だけが残っている。また、街中の三階建ての結婚式会場も中はがらんとんで、その屋上に登って町の中心部を眺めた。殆ど建物の影は無く、更地が広がっている。先の方にテレビでもたびたび紹介される鉄骨だけが残った町の防災センターが見える。あの女子

職員が最期まで住民の避難を呼びかけた施設である。我々は車窓から黙祷を捧げた。ホテルでの懇親会、開会に先立ち会員の物故者とその震災の犠牲者を悼み全員で黙祷を捧げた。東京カ行幹事(古口・菊地・熊谷の諸君)の司会進行でスタートし、しばらくして参加者各自の近況報告。短時間の報告であるがそれぞれ中身の濃いもので、50年の軌跡が覗いていた。席上秋山君は、太極拳の見事な演武を披露して一同から喝采を浴びた。中締めは阿部勝也君、その後は幹事の部屋で二次会を行った。懇親会での盛り上がり収まらず、100頁の「曙光第IV号」の配布もあり、深夜まで語らいが絶えなかった。



18日は9時にバスでホテルを出発し、大震災の津波で全校児童の7割近くにあたる74人の児童と10人の教職員が死亡・行方不明となった石巻市の大川小学校に向かった。これほどの犠牲者の出た学校は他になかった。その悲劇の小学校を訪れ、鎮魂碑にお線香をあげ、浄財をささげ、犠牲者のご冥福をお祈りした。その後石巻市で最大の被害地である門脇、南浜に向かい、そして日和山に登った。花の名所の山はまさに満開であった

が、山から被害地を眺めれば眼下に広がるのは家屋、施設等流失した広大な跡地であった。妻まじざが良く分かる。今回は2日間とも好天と桜の満開という絶好の条件に恵まれた。その一方で卒業50年を祝うことと震災後3年の現状視察という重たい内容の35 J会で、参加者一同にとって感慨深い有意義な会となったのではないかと思う。来年はサ行幹事で3月5日東京浜松町世界貿易センタービル39階での会合の予定。  
(黒田利男記)

### 沖和のつどい (鎌倉中善会)

「水温む静かに思ふことあり」(星野立子)

めぐり来る春、ことしの会は4月12日(土)、花咲き、青葉萌ゆる晴天の好日でした。先輩も後輩も、卒業の年次を越えて34名の出席者でした。初参加は、中川先生への感謝の念で秋田から来られた柿崎榮二さん(90歳)と千葉朝子さん(昭33卒)です。昭和22年沖和寮開設時の先輩飯沼一之さん(昭

23) 始め大内・大林・菅原・新山さん(昭39)や富山さん(昭57)まで、各年次に亘り中川善之助先生の法縁で今に連なる同窓生ばかりです。緑滴る鎌倉の春、互いの再会に、旧交を温め、終始懇ろに、閉白日をすごしました。

仙台からご多用中にも拘らず水野紀子先生にも参加いただきました。大学の近況に加え、「親子同様師弟関係におい

ても、前の世代から受け継がれるものは大きいこと」も伺いました。予め資料として「法的視点から見る家族法の変容」と「婚外子相続分差別判決」の論考も配られ、会席の話題になりました。

同窓会の清水事務局長からは、中川先生の「法文学部創設の思い出」、泉久雄先輩からの「妻の座は変わる」のコピーも、老寒生には法悦のことです。

席上スピーチで、坪井楊子さんから「仙台空襲の時、父は穴アキのヤカンひとつで、片平丁の南方研究室に駆けつけたこと。数日後

家に戻った父は、ただ茫然と官憲の気配にショゲテいたこと、誰彼なく学生さんのことなどを語り自失の様子だったこと」など、続いて柿崎(秋田)・深谷(仙台)・阿部(岡山)・兼城(沖縄)・菅井(金沢)・今野(札幌)・鎌田僧(塩釜)・小山(仙台)さん達、遠方から参加の方達の話も、ユニークで強く印象に残っております。



各自の近況やご所感は、冲和会ニュースとして、席上交換されておりますが、和食膳に美酒もすすみ、近年鬼録に入った友のことも思ひつつ三々五々西へ東へと散会となりました。私たち閉寮時(昭36・37)の最終世代にとつて、先輩達との交歓は期せずしていつも「虚往実帰」の思いがいたします。明年は4月11日(土)を予定していま

す。務めて元気にまたお会いしましょう。幹事の小野さん(昭35)ご夫妻には皆さんに代わって深甚なる感謝をしつつ。  
文責 秋山 嵩(S36卒)

### プラマイ会

#### 45回プラマイ会開催される

昨年11月29日、恒例の定例会がホテルグランドアーク半蔵門3階の「ガーンネット」で開催された。ほぼ場所は固定である。皇居に臨む絶景の場所、夜景も素晴らしい。年2回の開催だが、今回で45回を数える。参加者は18名であった。20名の大台まであと少しと迫った。乾杯の練習を1回しただけで今回はほぼ時間遅わずの開始だった。はるか昔、仙台時間があったのは

を忘れたかのようである。18時半に開会の挨拶の後、しばらく歓談。すぐに近況スピーチが始まる。いつも時間配分は一人3分間だが、今回はフリー、自由にしゃべっていたかどうかという趣旨である。適齢期?にふさわしく退職の話が多い。退職後の身の振り方、過ごし方。老老介護。息子、娘の縁談話、孫の話。昨今は晩婚がはやり、実は息子も娘もまだ独身だとの話が出る。ボランティアの話。半年のプランク、話し出したら止まらない。仙台のあの懐かしい昔に帰り喧々譁々。さすが、かつて同じ時間・場所を共有した仲間の集まりだけのことはある。あつという間に2時間半の時間は経過。記念の集合写真を撮り、学生歌を歌い、エールの交換を行い、お開きとなった。

が、今回で45回を数える。参加者は18名であった。20名の大台まであと少しと迫った。乾杯の練習を1回しただけで今回はほぼ時間遅わずの開始だった。はるか昔、仙台時間があったのは

更となる。今後、新しい連絡方法を検討しないといけない。この会は昭和43年入学か昭和47年卒業の仲間たちであればだれでも入れます。どうぞ参加を願います。ともに仙台の今昔を熱く語りましょう。  
世話人 和田義則(昭和47年卒)



おくやみ

(平成二十五年に判明された方)

(敬称略)

逝去年月

卒年

H 18・4	有田 孝之殿	S 10・3
H 24・4	藤原道太郎殿	S 13・3
H 24・12	磯部 勲男殿	S 16・3
H 25・1	長井 俊夫殿	S 16・12
H 18・3	田口 秀丸殿	S 17・9
H 24・8	中村 金治殿	S 17・9
(不明)	入間野 宏殿	S 18・9
H 24・3	小倉 哲殿	S 18・9
H 22・4	佐藤太一郎殿	S 18・9
H 23・8	八島 行康殿	S 18・9
H 25・4	芥 潤一殿	S 19・9
H 18・10	小田 衛殿	S 19・9
H 24・12	鴨田 倭信殿	S 19・9
H 25・11	小森 治雄殿	S 19・9
H 26・2	湯澤 茂夫殿	S 19・9
H 24・9	牧野 彊殿	S 19・9
H 24・2	小堀 忠勝殿	S 20・9
H 25・4	坂田 達二殿	S 21・9
H 25・3	作間 忠雄殿	S 21・9
H 26・4	丸山 健殿	S 21・9
H 25・4	青野 宏殿	S 22・9
H 25・10	三代川潤四郎殿	S 22・9
H 26・4	安部 匡殿	S 23・3
H 25・1	伊藤 正彦殿	S 23・3
H 25・7	岩崎 弘明殿	S 23・3
H 25・1	佐藤 哲夫殿	S 23・3
H 24・3	島田 利夫殿	S 23・3
H 25・6	増山 登殿	S 23・3

H 25・7	加藤 英治殿	S 25・3	H 25・6	佐藤 通敏殿	S 35・3
H 25・2	松嶋 泰殿	S 26・3	(不明)	松原 迪夫殿	S 35・3
H 24・9	安藤 治殿	S 27・3	H 24・12	伊藤 理之殿	S 37・3
H 24・2	館沢 徳弘殿	S 27・3	H 24・8	加藤 芳隆殿	S 37・3
H 24・12	浦山 喬殿	S 28・3(旧)	H 25・1	平田 俊郎殿	S 39・3
H 25・5	小山 賢一殿	S 28・3(旧)	H 25・9	宗石 徹殿	S 39・3
H 17・1	佐原 裕八殿	S 28・3(旧)	H 24・10	渡辺 浩通殿	S 39・3
H 24	六角 宏殿	S 28・3(旧)	H 23・10	草野 洋一殿	S 40・3
(不明)	村上 健殿	S 28・8	H 25・6	阿部 康夫殿	S 41・3
H 22・12	厚谷 悌二殿	S 30・3	H 25・10	功刀 徹也殿	S 41・3
H 25・5	大橋 良紀殿	S 30・3	H 35・1	佐々木隆博殿	S 43・3
H 25・4	長谷川吉宏殿	S 30・3	H 25・11	鈴木 正裕殿	S 44・3
H 25・4	上井 敬一殿	S 32・3	H 25・10	大平 浩殿	S 50・3
H 25・4	木村 泰治殿	S 32・3	H 20・11	陶山 裕巳殿	S 50・3
(不明)	藤原 正明殿	S 33・3	H 23・12	岩瀬 弘幸殿	S 54・3
H 22・11	大錦 義昭殿	S 34・3	H 25・4	守井 静雄殿	S 32(修主)
H 23・11	関野 欣次殿	S 34・3	H 25・9	山本 草二殿(旧教宣)	
H 24・2	今井登貴三郎殿	S 35・3	H 26・2	廣中 俊雄殿(旧教宣)	
H 24・1	小倉 啓司殿	S 35・3	謹んでご冥福をお祈りいたします。		

【会員の皆様へのお願】

一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない

前払の学生・特別会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです

卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く

本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付

(TEL・FAX・メールいづれでもOK)

四、同窓会の役員になり、積極的に協力する

本部・支部・同期会・各種グループを問わない

編集後記

○法経一・二番階段教室棟の解体・埋蔵文化財調査が終了し基礎工事が進行しています。会報冒頭に完成予想イラストを掲載しました。川内南キャンパスの表玄関にふさわしい新講義棟が出来上がるのを楽しみにして事務室から工事光景を眺めています。現実には講義教室が足りなく川内北キャンパスを含めての他学部教室と遣り繰る不便な体制が当たっています。

○現在法学部・法学研究科での先生方は本年4月現在、教授36名・准教授21名・非常勤講師25名という大所帯になっています。それだけ講義対象も細分化されているわけで、現役学生の皆さんも選択に頭を悩めていることでしょう。皆様の時代はいかがだったのでしょうか?今回お二人の名誉教授の計報に接しましたが、現在名誉教授も22名を数えます。お元気なご様子の一端を、新入生へのオリエンテーション講演でご覧ください。

えます。本学出身の本学女性教授も誕生するようになり、現教官でも女性陣が10名を超えています。いずれも厳しい選考を経て採用された方々で、採用に際して女性であるという要素が配慮されたことはないとのことゆえ、この分野での女性進出は実力に裏打ちされたもので、隔世の感があります。

○最近支部同窓会でも会員ス

ピーチを設ける機会が増えています。そうした中から会員だよりに東京・大阪のお二人に寄稿いただきました。若く積極的な活動へ皆様のご支援をお願いいたします。また永年の体験に基づく助言をかみしめていただきたいと思えます。

○毎度のことながら、同窓会活動を支える年会費のご納入ご協力をお願いいたします。今年度の予算案で単年度黒字となるためには1300名を超す払い込みが必要ですが、なかなか厳しい数字です。お一人でも多くの新規お振込を切望しております。まとまった金額の寄付金を頂戴した事例もあり大変感謝しております。同窓会基盤強化の支えとなった飯塚さんの事績を「温故知新」で紹介しましたが、今なお多くの学生がその恩恵に浴しております。(清水)